

—— ゆるやかに、くらしつながら。——



YOKOHAMA VEIL TOWER

横浜ヴェールタワー

『そのママ割』による募集について

横浜ヴェールタワーでは、子育て世帯の皆様を応援するため、一部住戸について『そのママ割』を導入いたします。

そのママ割

SONO MAMA DISCOUNT



子育て世帯※にピッタリ！

家賃が 3 年間お得！

（3年の定期借家契約）

※ 満18歳未満のお子様を扶養する世帯。お申込時に妊娠している場合も対象です。

対象条件

満18歳未満の子※を扶養している世帯

現に同居している子どもがいる



※孫、甥、姪等の親族も18歳未満なら **OK!**

募集概要

募集 方法

抽選受付

法人(社宅)でお申込みいただくことはできません。

募集 対象者

現に同居する満18歳未満の子※を扶養している世帯の方がお申し込み頂けます。

また、お申込時に妊娠している場合も対象となります。お申込後、資格確認のため証明書類をご提出いただきます。
※「子」には孫、甥、姪等の親族を含みます。

契約 条件等

「期間3年間」の定期借家契約となります。

定期借家契約とは、契約期間の満了により、契約が更新されることなく確定的に終了する契約です。

周辺案内図



暮らしのご案内

公共施設

戸部警察署横浜駅相鉄口交番	約5分
西消防署浅間町消防出張所	約15分
横浜市西区センター	約5分
横浜市横浜駅行政サービスコーナー	約7分
岡野公園	約7分
臨港パーク	約30分
ポートサイド公園	約20分
グランモール公園	約24分

利便施設

横浜駅西口郵便局	約5分
横浜中央郵便局	約8分
三菱UFJ銀行横浜駅前支店	約7分
みずほ銀行横浜駅前支店	約8分
かながわ信用金庫横浜西口支店	約1分
横浜銀行横浜駅前支店	約9分
イオンフードスタイル(CeeU Yokohama)	約2分
横浜市中央卸売市場	約27分
パシフィコ横浜	約32分

教育施設

横浜市立宮谷小学校	約12分
横浜市立軽井沢中学校	約13分
横浜岡野すきっぷ保育園	約4分
キッズパートナー平沼橋	約7分
横浜そらいろ保育園	約8分

医療施設

内藤クリニック(内科・循環器内科)	約2分
横浜岡野町クリニック(内科・消化器内科・外科)	約4分
鶴見歯科医院	約4分

商業施設

横浜ビブレ	約3分
横浜高島屋	約6分
横浜ベイシェラトンホテル&タワーズ	約7分
ジョイナス	約6分
NEWoMan横浜	約8分
ルミネ横浜	約10分
そごう横浜店	約12分
横浜ベイクォーター	約15分
横浜モアーズ	約10分
マルイシティ横浜・横浜シティ・エア・ターミナル(YCAT)	約12分
MARK IS みなとみらい	約26分
横浜ランドマークタワー	約30分

娯楽施設

横浜アンパンマンこどもミュージアム	約19分
Kアリーナ横浜	約23分
横浜美術館	約24分
よこはまコスモワールド	約36分

※その他、隣接する商業施設CeeU Yokohama内に各種利便施設があります。
※掲載の分数表示は、メインエントランスを起点とした徒歩分数で80mを1分として算出し、端数を切り上げたものです。
※掲載の情報は、令和7年3月時点のものです。

募集概要（定期借家契約）

- 物件名／横浜ヴェールタワー
- 所在地／神奈川県横浜市西区南幸二丁目16番1他
- 住居表示／神奈川県横浜市西区南幸二丁目16番12-0000号
- 交通／横浜市営地下鉄ブルーライン「横浜」駅6番出口まで徒歩5分
JR東海道本線・京浜東北線・根岸線・横須賀線・湘南新宿ライン、東急電鉄東横線、
京浜急行電鉄本線、相模鉄道本線、横浜高速鉄道みなとみらい線「横浜」駅まで徒歩8分
- 建設戸数／252戸
- 募集戸数／定期借家10戸
1LDK:2戸、1LDK+S:2戸、2LDK:6戸
- 建物構造／鉄筋コンクリート造地上22階、地下1階建
- 入居開始可能日／令和7年8月31日(日)
- 有料駐車場／機械式タワー型52台
内訳：普通車用12台(うちEV充電対応2台)
ハイルーフ車用40台(うちEV充電対応2台、バリアフリー対応1台)
※詳細は32ページ(特記事項② 駐車場について)をご覧ください。
※駐車場の使用開始は令和7年10月上旬を予定しています。それまでの間は、駐車場の使用はできませんので、あらかじめご承知おきください。ご契約時、敷金(月額利用料金2ヶ月分)が必要です。

※「横浜ヴェールタワー」は、UR都市機構の建替事業により新しく建設されたUR賃貸住宅です。

※募集戸数は建設戸数から募集対象外住戸を差し引いた戸数です。

※申込受付期間中に、インターネット(36ページ参照)でお申込みください。

※お申込みは一世帯につき1戸に限ります。

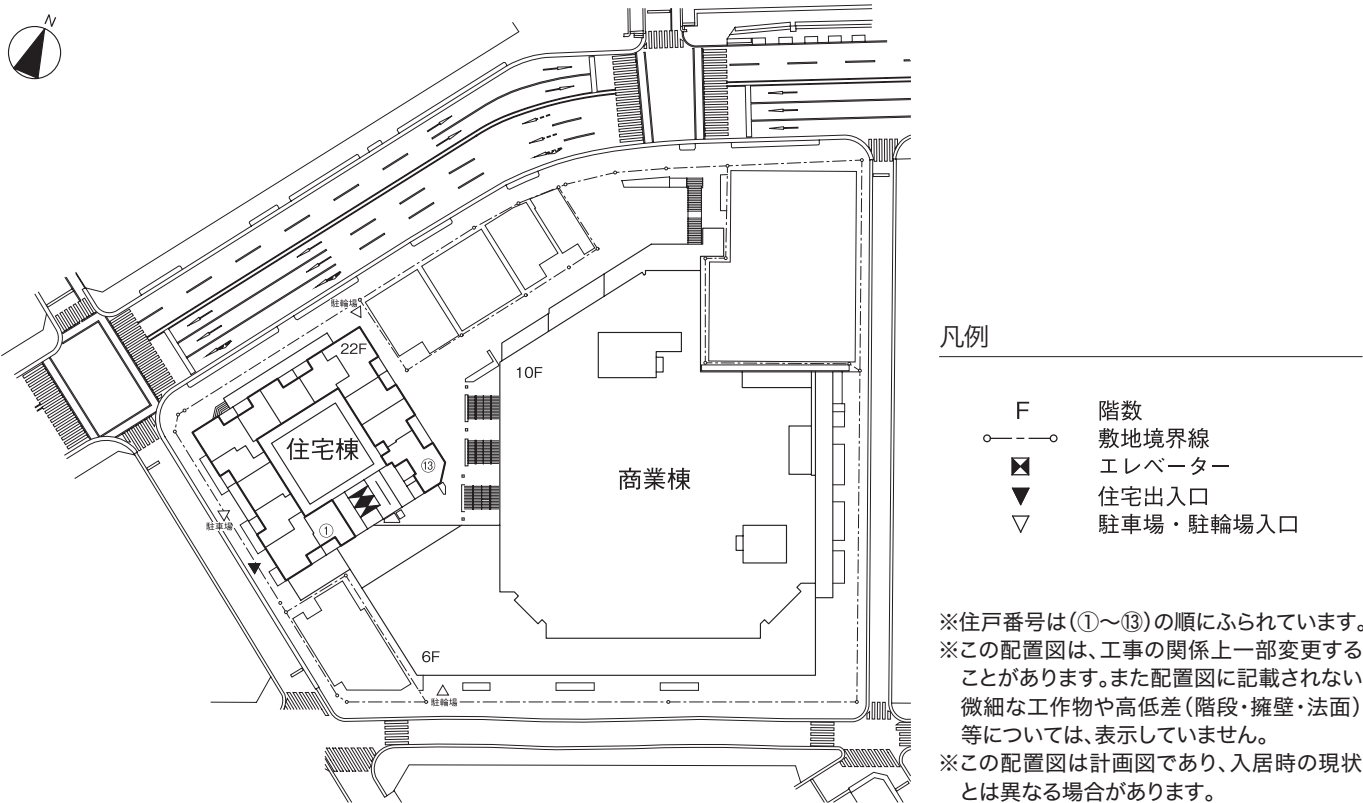
※現地でのお申込みは受付しておりませんのでご注意ください。

※現地案内所及び現地モデルルームは開設しておりませんのでご注意ください。

※入居開始可能日は、工事の進行状況等により変更となる場合がありますので、あらかじめご承知おきください。また、家賃等は入居開始可能日から発生します。



配置図



定期借家契約について

◆定期建物賃貸借契約(定期借家契約)について

今回募集の10戸は、借地借家法第38条の規定に基づく定期建物賃貸借契約（以下「定期借家契約」といいます。）となります。以下のとおり、一般のUR賃貸住宅の契約（以下「普通借家契約」といいます。）と異なる点がありますので、あらかじめご承知おきください。ご契約に当たり、借地借家法第38条第3項に基づき、以下の点を記載した書面を交付して説明させていただきます。また、この説明を受けられたことの証として、契約予定者ご本人の方に前記の書面に記名押印の上、提出していただきます。

「定期建物賃貸借契約(定期借家契約)」

- ・契約期間が定められています。
- ・契約期間の満了により、賃貸借契約は更新されることなく確定的に終了します。
- ・契約期間の満了日までに住宅を明け渡していただくことになります。

※今回募集する住宅の契約満了日は令和11年3月31日です。

(注1) 契約期間満了の6か月前までに、契約期間満了の通知を送付します。

(注2) 転出先住宅の斡旋及びUR都市機構からの引越などの費用等の支払いは一切ありませんので、あらかじめご承知おきください。

(注3) 定期借家契約は、普通借家契約と同様に、退去の際は原状回復義務を履行していただくことになります。

●上記以外、契約内容は普通借家契約と同様です。

◆賃貸借契約期間満了時の取扱いについて

賃貸借契約期間満了に当たり、契約期間満了の6か月前までに、契約期間満了の通知を送付します。

なお、賃貸借契約期間満了時にUR都市機構が可能と判断する場合は、新たな定期借家契約(もしくは普通借家契約)を締結し、継続してお住まいいただくことが可能です。該当する場合は、契約期間満了通知に併せて、UR都市機構からその旨をお知らせいたします。

ただし、ご入居いただくに当たりまして、(将来)再契約が可能となるか否かについて、その条件等を含めて一切のお約束はできかねますので、あらかじめご了承ください。

定期建物賃貸借契約書の主な内容

UR賃貸住宅には、UR都市機構で定める賃貸借契約書により契約を締結した上でご入居いただきます。契約書の内容で特に注意していただく事項は次のとおりです。

- 1 UR都市機構で定める入居開始可能日から1か月以内に入居していただきます。
- 2 契約期間が定められています。
- 3 契約期間の満了により、賃貸借契約は更新されることなく確定的に終了します(※1)。
- 4 契約期間の満了日までに住宅を明け渡していただくことになります。

- 5 契約に当たっては、家賃の2か月分の敷金(※2)、入居開始可能日の属する月の家賃及び共益費(※3)の日割額(※4)をお支払いいただきます。
- 6 毎月の家賃及び共益費は、UR都市機構の指定する金融機関における口座振替の方法により、UR都市機構の定める日までにお支払いいただきます。
- 7 契約期間中は、家賃の額の変更は行わないものとします。ただし、共益費の額は変更する場合があります。
- 8 賃貸住宅の使用方法等に関するUR都市機構の定めるルールを守って、住宅を使用していただきます。
- 9 居住者の責に帰すべき理由により住宅を汚損、破損、滅失をしたとき、またはUR都市機構に無断で住宅の原状を変更したときは、直ちにこれを原状に回復していただきます(※5)。
- 10 建具(障子紙、ふすま紙)及び備品(タオル掛け等)、その他UR都市機構の定めるものの修理または取替えについては居住者の負担で行なっていただきます(ただし、退去時の修理または取替えについては9に該当する場合を除き、負担の必要はありません。)
- 11 賃貸住宅の全部または一部を転賃したり、住宅の賃借権を譲渡したり、他の住宅と交換する行為は禁止しています。
- 12 団地内において小鳥及び魚類以外の動物を飼うことはできません(身体障害者補助犬法に定める盲導犬、聴導犬及び介助犬については、UR賃貸住宅内で生活を共にすることを認めています。ただし、UR都市機構の許可は必要です。)
- 13 居住者が賃貸借契約の解除をしようとするときは、14日以上上の予告期間をもってUR都市機構の定める契約解除届をUR都市機構に提出していただきます(未入居のまま契約を解除される場合も同様です。)

※1 ただし、UR都市機構が可能と判断する場合は、新たに定期借家契約(もしくは普通借家契約)を締結し、継続してお住まいいただくことが可能です。該当する場合は、契約期間満了通知に併せてその旨をお知らせいたします。

※2 敷金は、家賃の支払い、損害の賠償、その他住宅の賃貸借契約から生ずる債務を担保するためにお支払いいただくもので、契約解除後、債務弁済に当たった残額を返済いたします。なお、この敷金には利息は付加いたしません。

※3 共益費とは、団地内の共用部分の維持管理などに係る費用で家賃のほかにお支払いいただく費用です。

※4 UR都市機構の定める入居開始可能日からその月の末日までの日割家賃及び日割共益費を、契約時までにお支払いいただきます。

※5 退去時には、UR都市機構が定めるところにより査定を行い、住宅の使用状況に応じた補修費用をお支払いいただきます。

募集住宅一覧表（定期借家契約）

住宅 タイプ	住戸番号	住宅型式	面積（㎡）			月額家賃（円）	基準月収額 （円）	基準貯蓄額 （円）	入居開始 可能日
			住宅専用 部分	バルコニー	トランク ルーム				
二	2102	1LDK-59㎡	59.00	9.54	0.38	272,000	400,000 (単身申込者含む)	月額家賃の 100倍	8/31（日）
二	2202	1LDK-59㎡	59.00	9.54	0.38	284,800			
又	2109	1LDK+S-72㎡	72.74	9.69	0.85	315,200			
又	2209	1LDK+S-72㎡	72.74	9.69	0.85	331,200			
ホ	2107	2LDK-65㎡	65.09	4.84	0.55	276,000			
ホ	2207	2LDK-65㎡	65.09	4.84	0.55	289,600			
マ	2108	2LDK-65㎡	65.99	4.84	0.85	279,200			
マ	2208	2LDK-65㎡	65.99	4.84	0.85	292,800			
ミ	2101	2LDK-82㎡	82.07	10.14	0.73	377,600			
ミ	2201	2LDK-82㎡	82.07	10.14	0.73	396,000			

共益費	月額17,600円(予定・全戸共通)。毎月の家賃とともに口座振替によりお支払いいただきます。
敷金	月額家賃の2か月分。契約時までにUR都市機構指定の金融機関にて入居開始可能日からその月の月末までの日割り家賃・日割り共益費とともにお支払いいただきます。(UR賃貸住宅の敷金引継制度は利用できません。)

※お申込みは、一世帯につき1戸に限りです。
※申込方法の詳細については、36ページ以降をご覧ください。
※平均月収額が基準月収額以上あること、または貯蓄額が基準貯蓄額以上あることが必要です。
基準貯蓄額については、月額家賃の100倍になります。詳細は、38ページの申込資格5をご覧ください。

カラーバリエーション・住宅設備

21階と22階では2つのカラーバリエーションをご用意しています。
お好みのカラーからお住まいをお選びいただけます。

プレミアムアッシュ

22F

エレガントでモダンなグレイッシュカラー
マテリアルにこだわった、
ワンランク上の上質な空間

プレミアムナチュラル

21F

上品な色味のミディアムカラー

マテリアルにこだわった、
ワンランク上の上質な空間

共通設備

■ トイレ内専用の手洗器

■ 床暖房
(リビング・ダイニングに加えて、各居室にも設置)

■ 自動センサー機能付の混合水栓
(キッチンと洗面化粧台)

■ ビルトイン型の食器洗い乾燥機(キッチン)

■ 天然石キッチンカウンター



プレミアムアッシュ (22F)

※写真はCGです。

プレミアムナチュラル (21F)

※写真はCGです



5 横浜ヴェールタワー

入居開始可能日

入居開始可能日について

- 引越しを円滑に行うために、入居開始可能日を設定しています。
具体的な入居開始可能日は5ページの「入居開始可能日」の項目をご覧ください。
- 入居開始可能日は、工事の進行状況等により変更となる場合がありますので、あらかじめご承知おきください。
- 家賃及び共益費は入居開始可能日から発生し、お客様の都合による入居開始可能日の変更はできません。
- 入室・入居できるのは入居開始可能日以降です。いかなる理由があっても事前に入室・入居はできません。また、鍵の引渡日はUR都市機構が定める日時以降になりますので、あらかじめご承知おきください。

引越しについて

- 引越しを円滑に行うために、引越方法(使用車両、引越しルート、日時等)についてご協力をお願いいたします。
- 引越日については、ご自身で利用される引越会社とは別に、UR都市機構が定める引越幹事会社との調整が必要となり、ご希望の日時に引越できない可能性があります。その場合でも、入居開始可能日から家賃及び共益費が発生しますので、あらかじめご承知おきください。当選及び補欠当選された方に別途、ご案内いたします。現時点の内容は、33ページをご覧ください。

駐車場について

引越しを円滑に行うために、**駐車場の使用開始は令和7年10月上旬を予定しています。それまでの間は、駐車場の使用はできませんので、あらかじめご承知おきください。ご契約時、敷金(月額利用料金2ヶ月分)が必要です。**また、利用希望者が多数の場合、抽選になりますが、抽選に外れた方は団地外に駐車場を確保していただきます。詳細は、32ページをご覧ください。

住宅型式の表示方法・エレベーター平面図・各階平面図凡例

住宅型式の表示方法

又

1

L

D

K

+

S

-

72

m²

住宅タイプ

個室の数

リビング(居間)

ダイニング(食事室)

キッチン(台所)

サービスルーム

(小数点以下切り捨て)
住宅専用部分面積

各階平面図凡例

住宅型式

住宅タイプ

1LDK

2202

『そのママ割』
募集対象住戸

1K

ア

401

普通借家
での募集

303

募集対象外
住戸

EV

エレベーター

耐火乾式遮音戸境壁

各住宅の戸境壁(住宅と住宅、住宅と共用廊下の間の壁)は乾式の耐火遮音壁を使用しています。耐火乾式遮音戸境壁には、その性能を維持させるため、釘等を打つことはできません。

エレベーター平面図

単位:ミリメートル

[住宅用]

●13人乗り (No.1、2)

●出入口高さ: 2,100mm

●積載: 900kg

●停止階: B1~22F (No.1)
: 1~22F (No.2)

出入口幅 900

内法 2,000

内法 1,050

高さ 2,300

[自転車置場用]

●13人乗り (No.3)

●出入口高さ: 2,000mm

●積載: 850kg

●停止階: B1~1F

出入口幅 800

内法 2,000

内法 1,050

高さ 2,250

[非常用]

●17人乗り (No.5)

●出入口高さ: 2,100mm

●積載: 1,150kg

●停止階: B1~22F

出入口幅 1,000

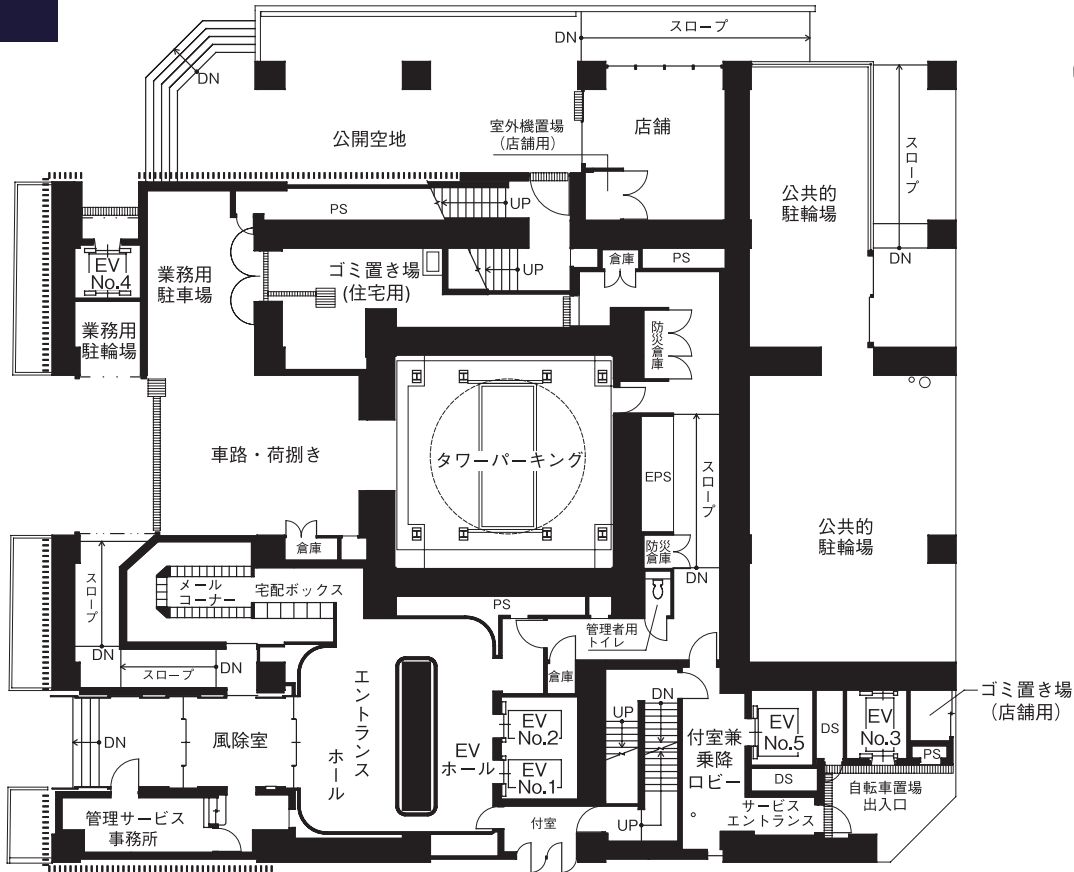
内法 1,500

内法 1,800

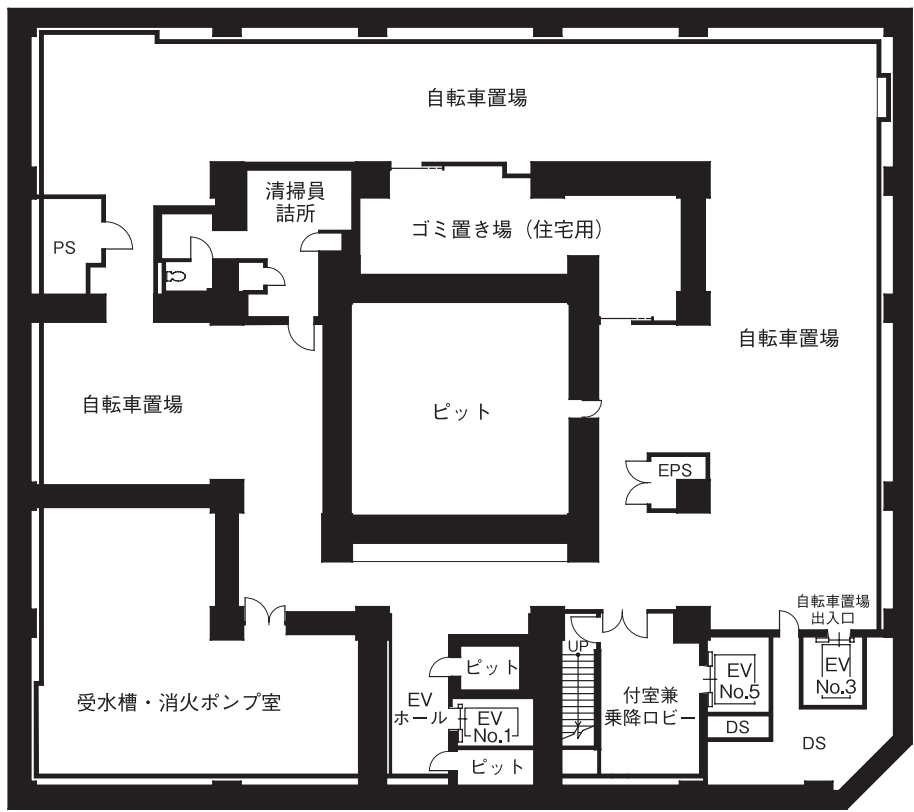
高さ 2,300

各階平面図

1F

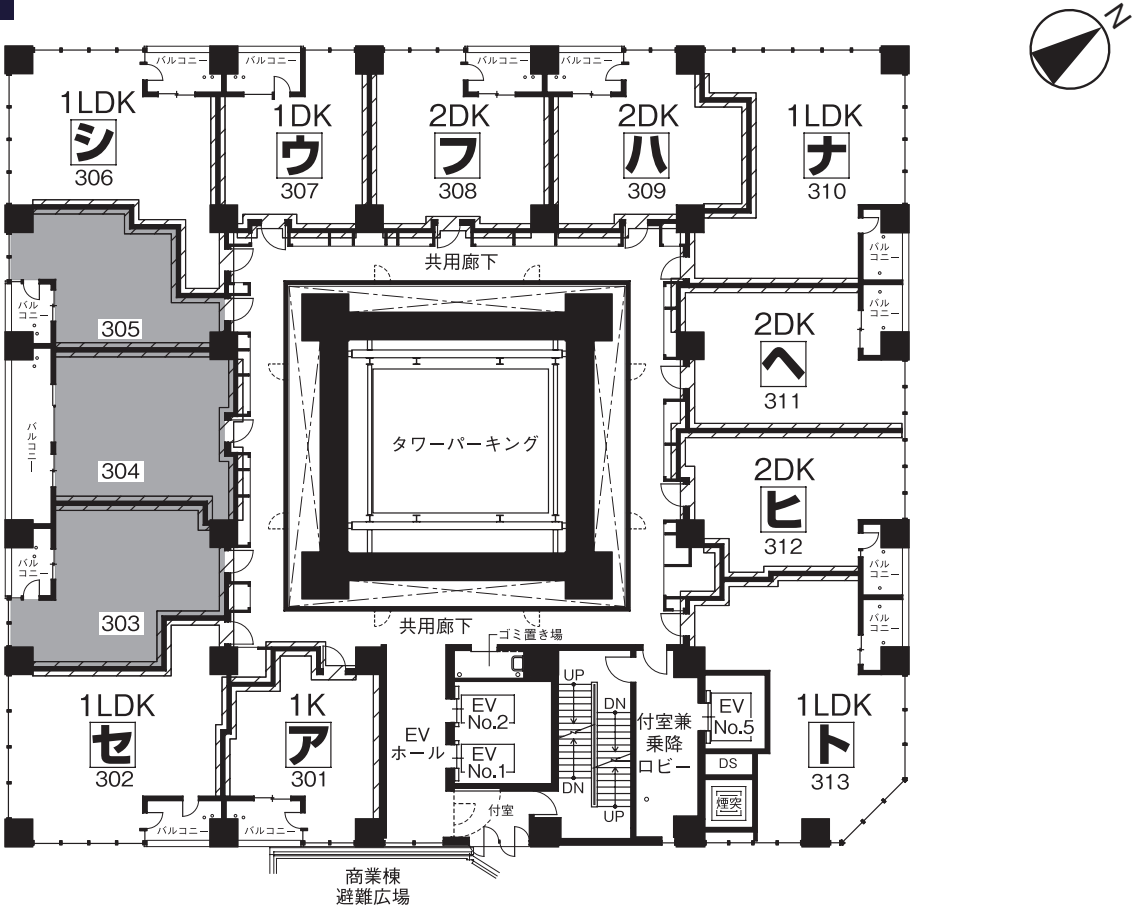


B1F

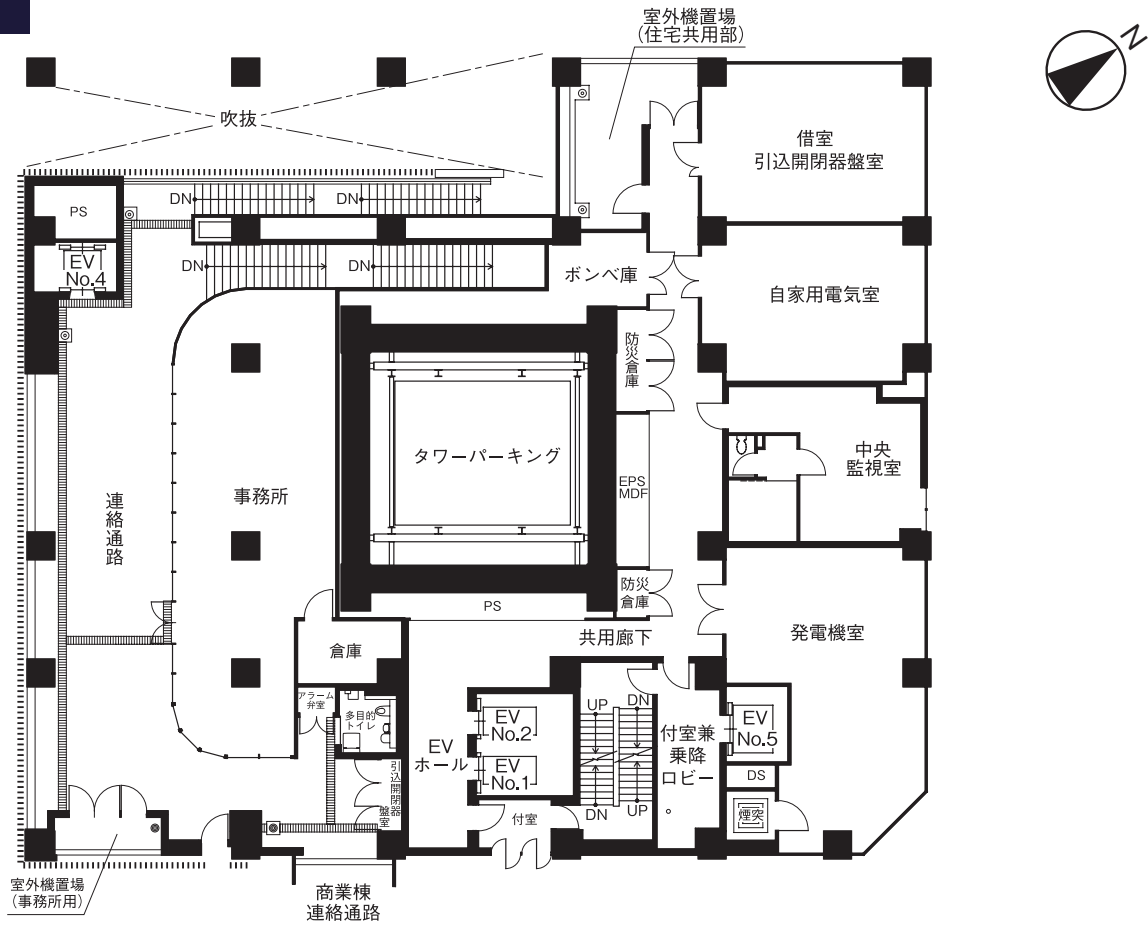


各階平面図

3F

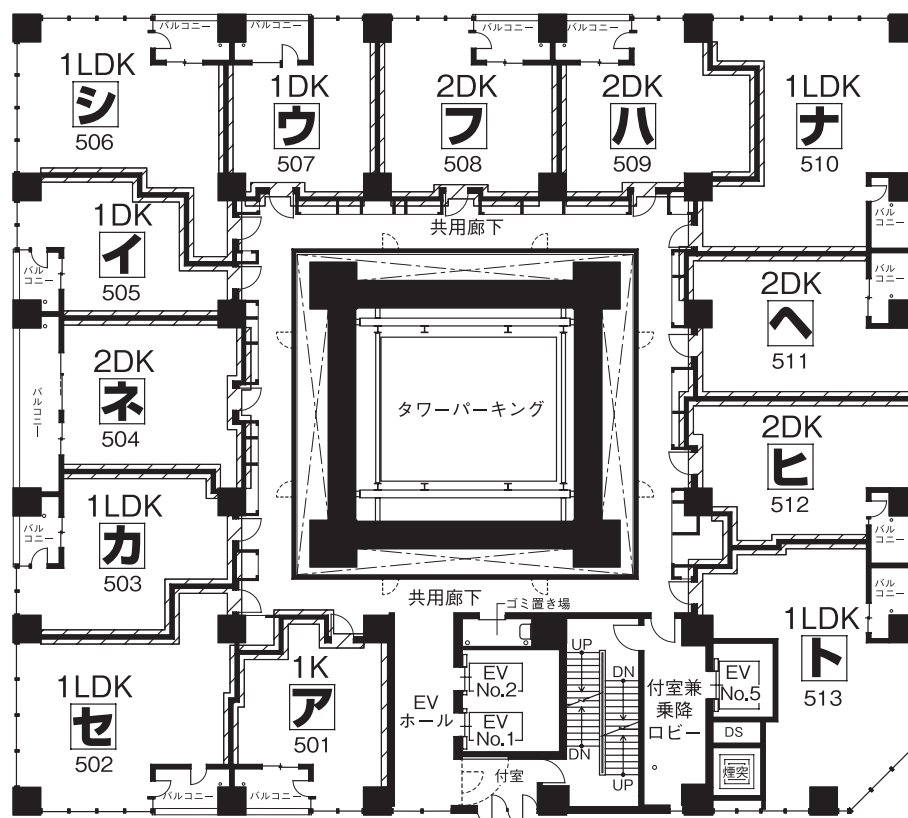


2F

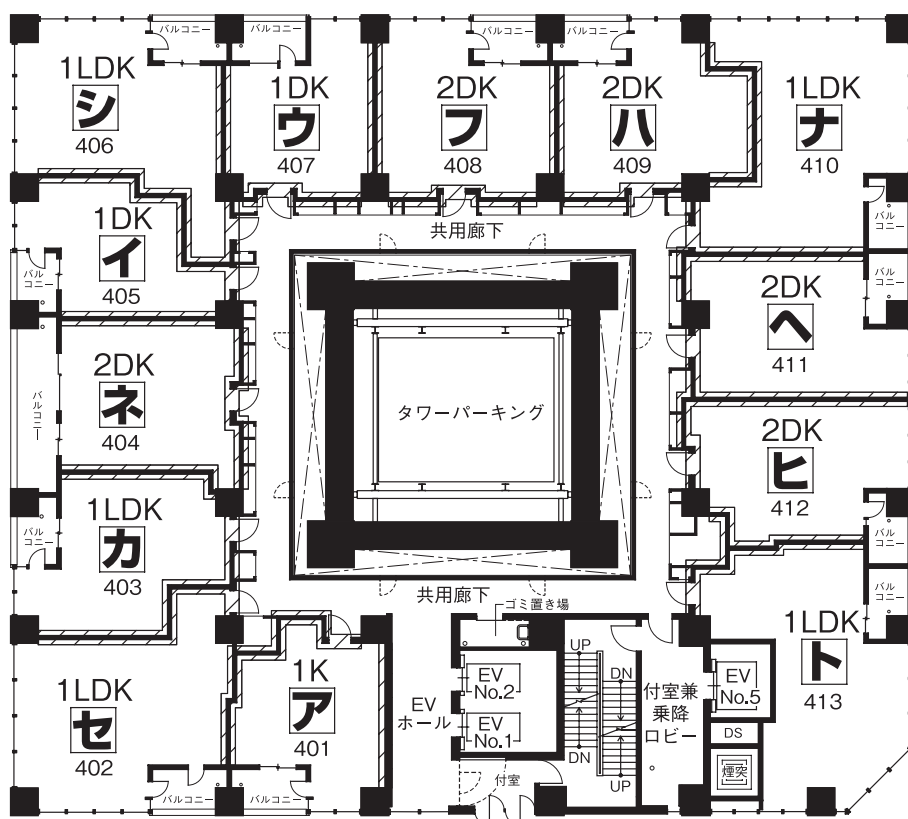


各階平面図

5F

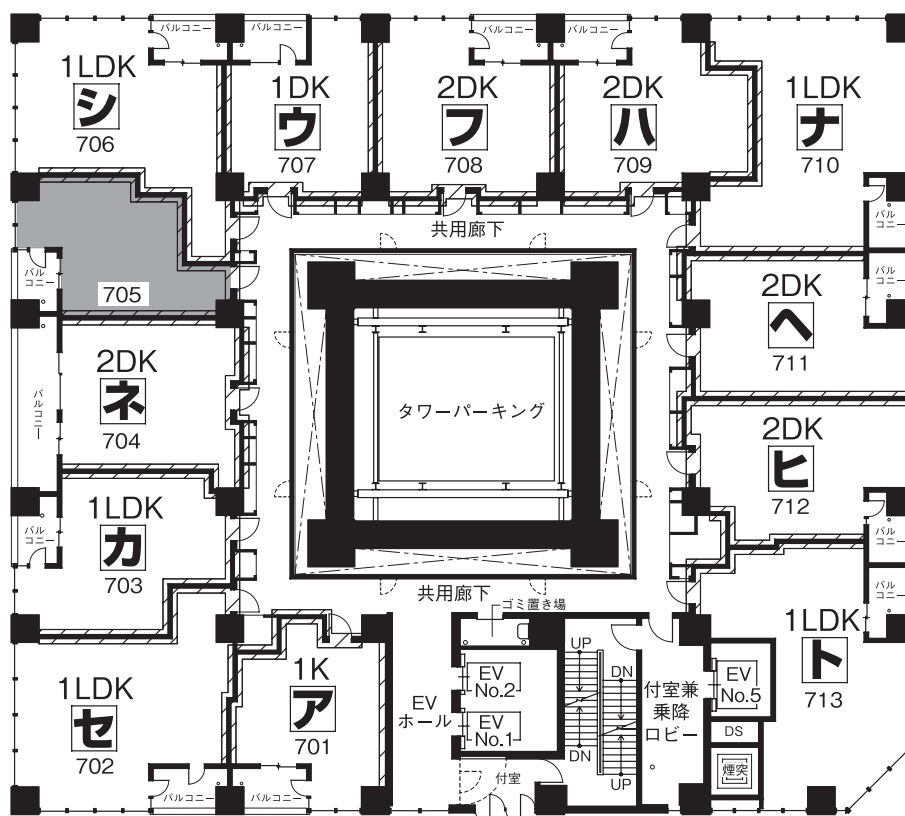


4F

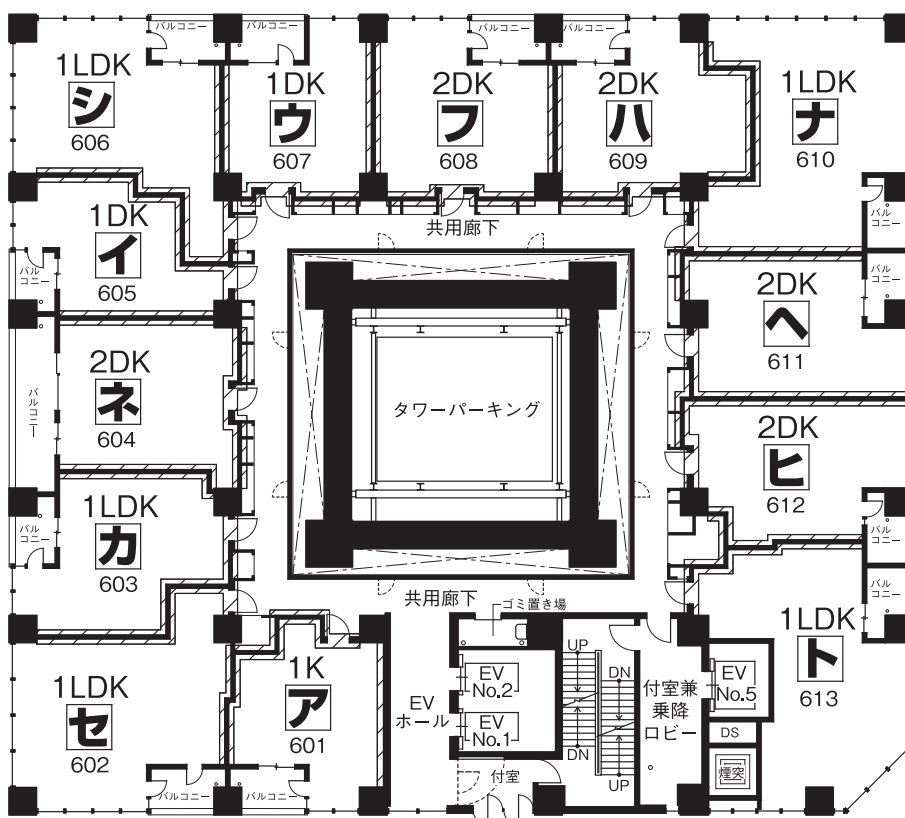


各階平面図

7F

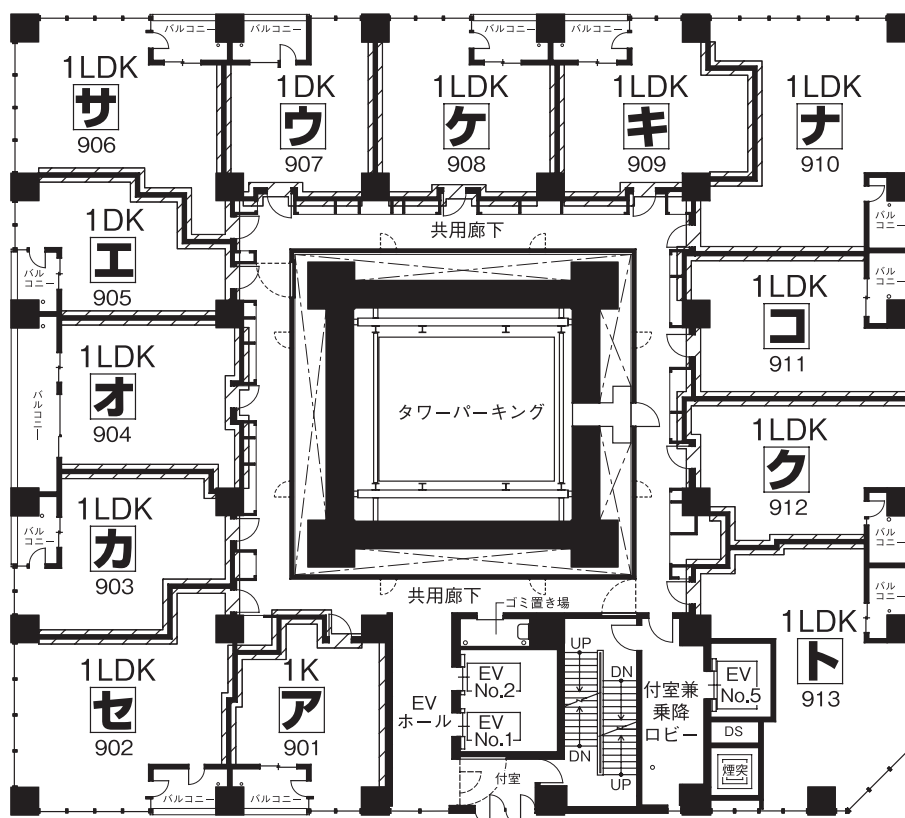


6F

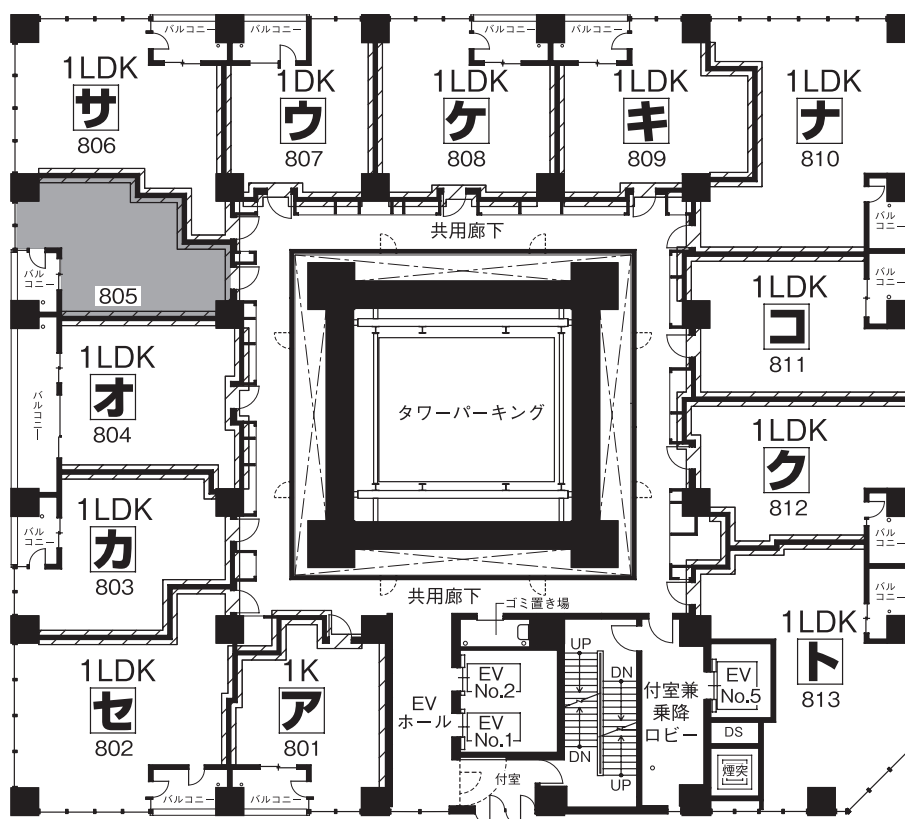


各階平面図

9F

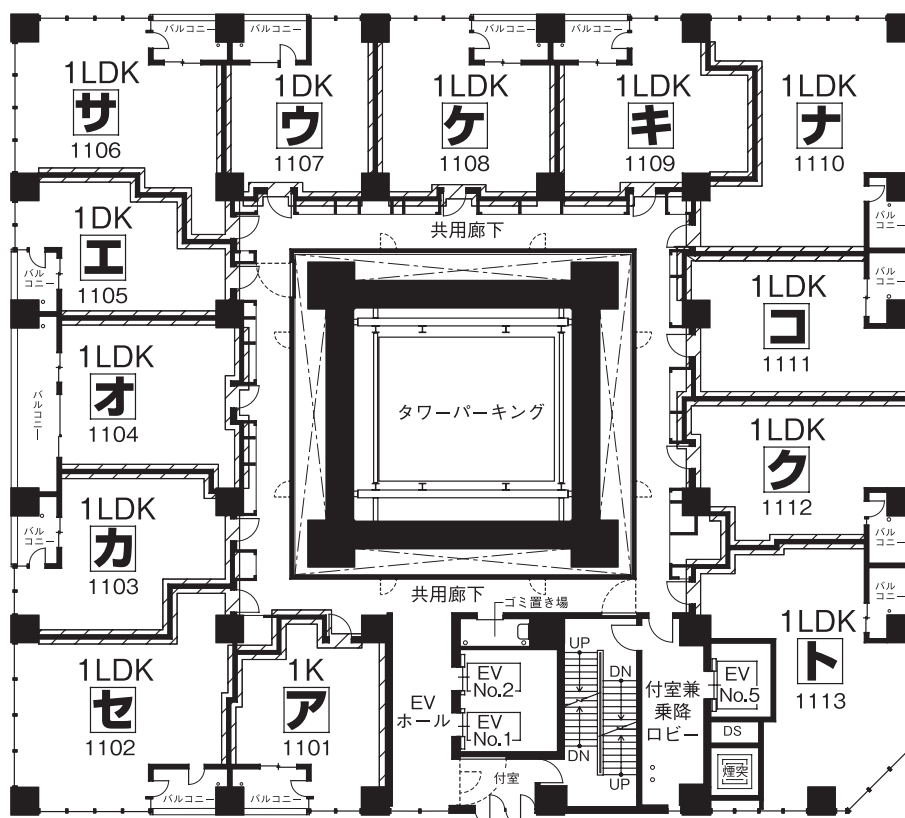


8F

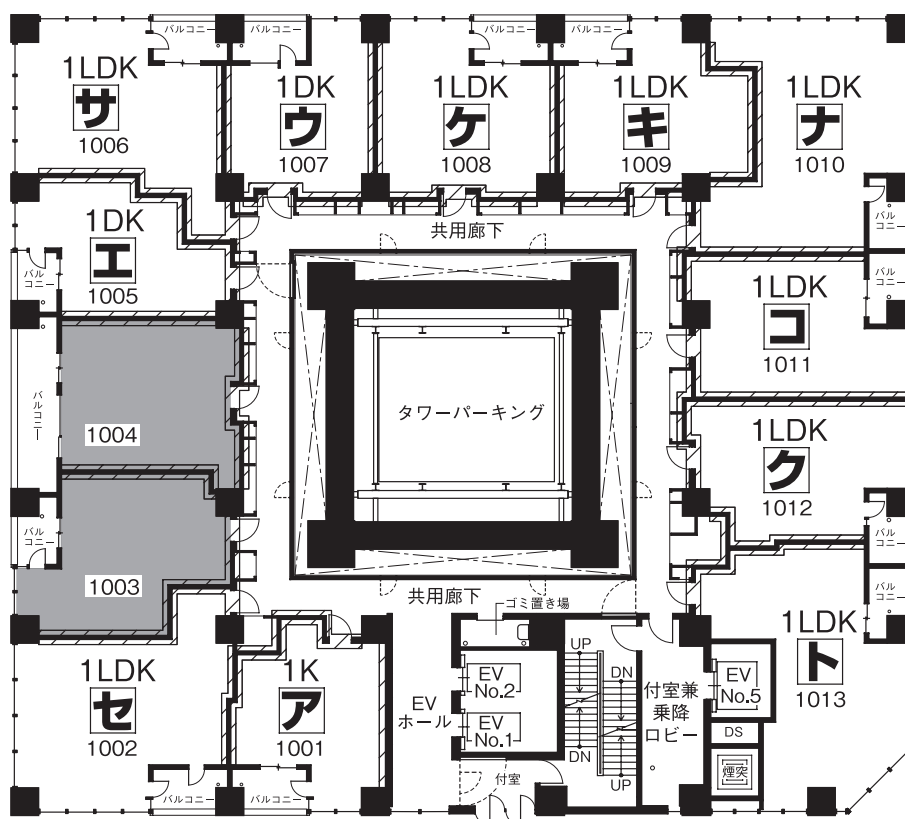


各階平面図

11F

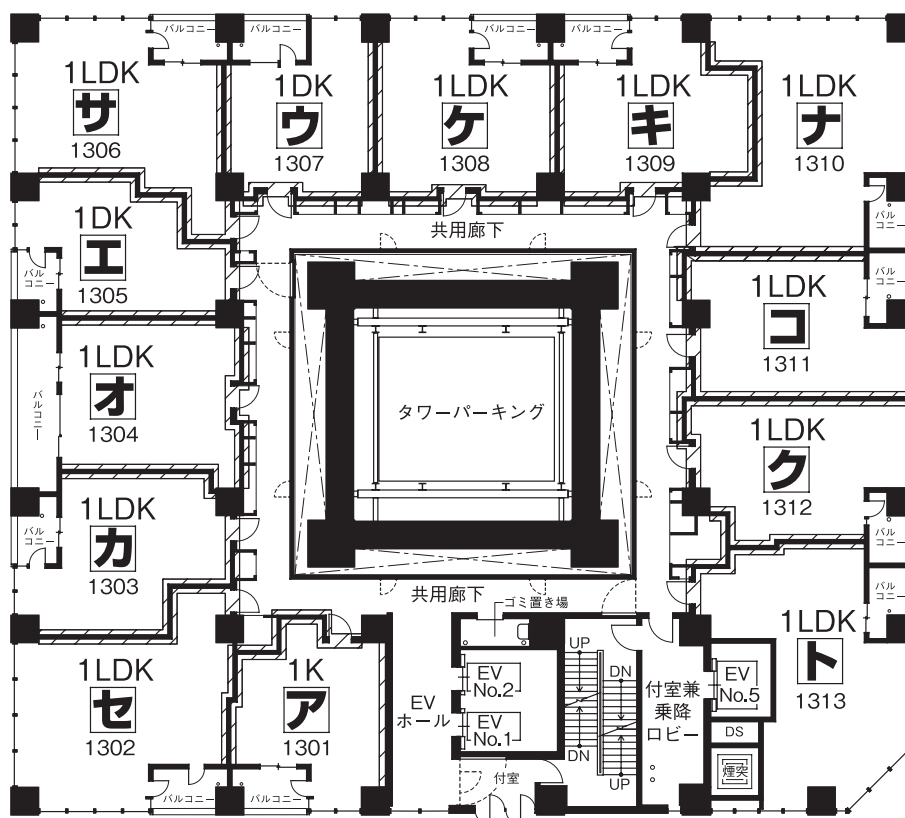


10F

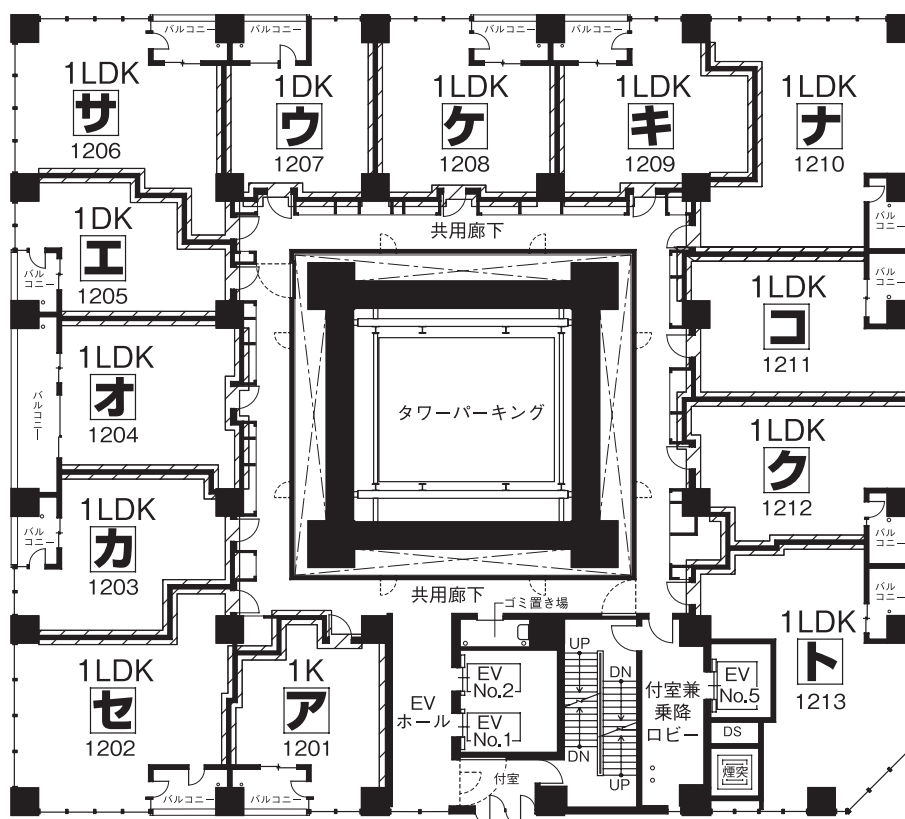


各階平面図

13F

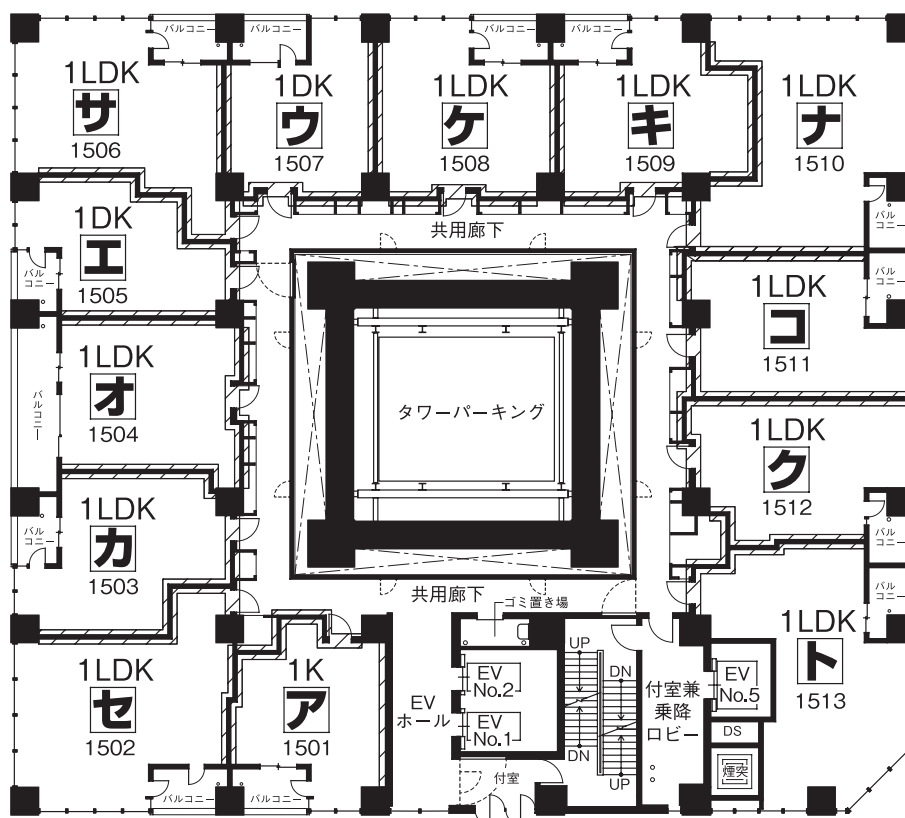


12F

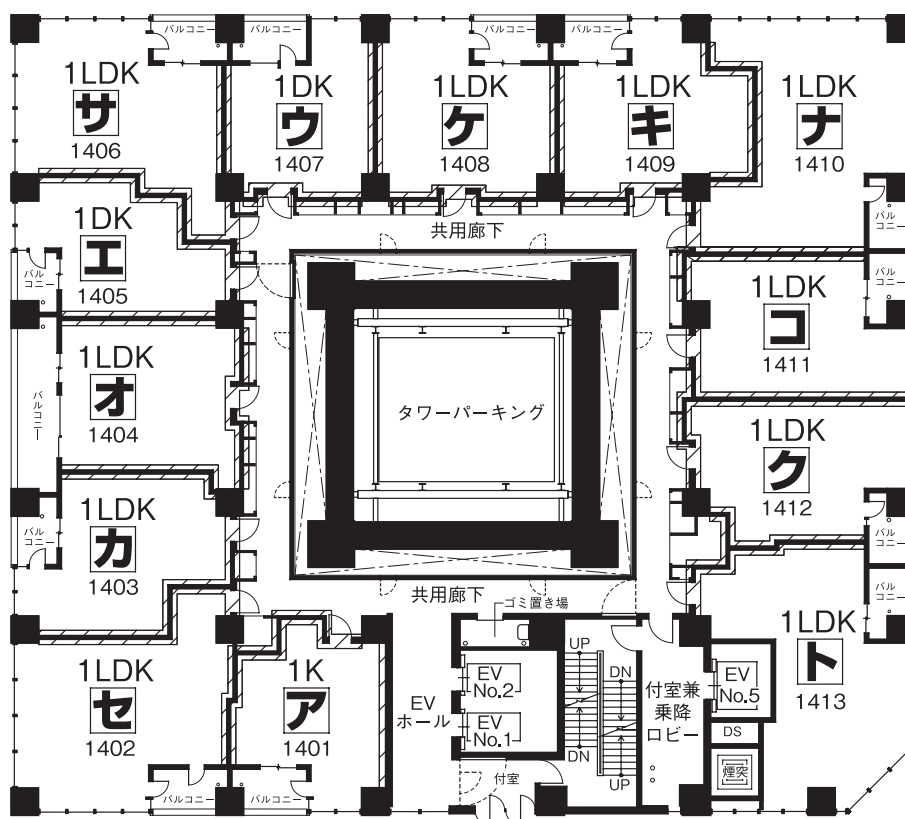


各階平面図

15F

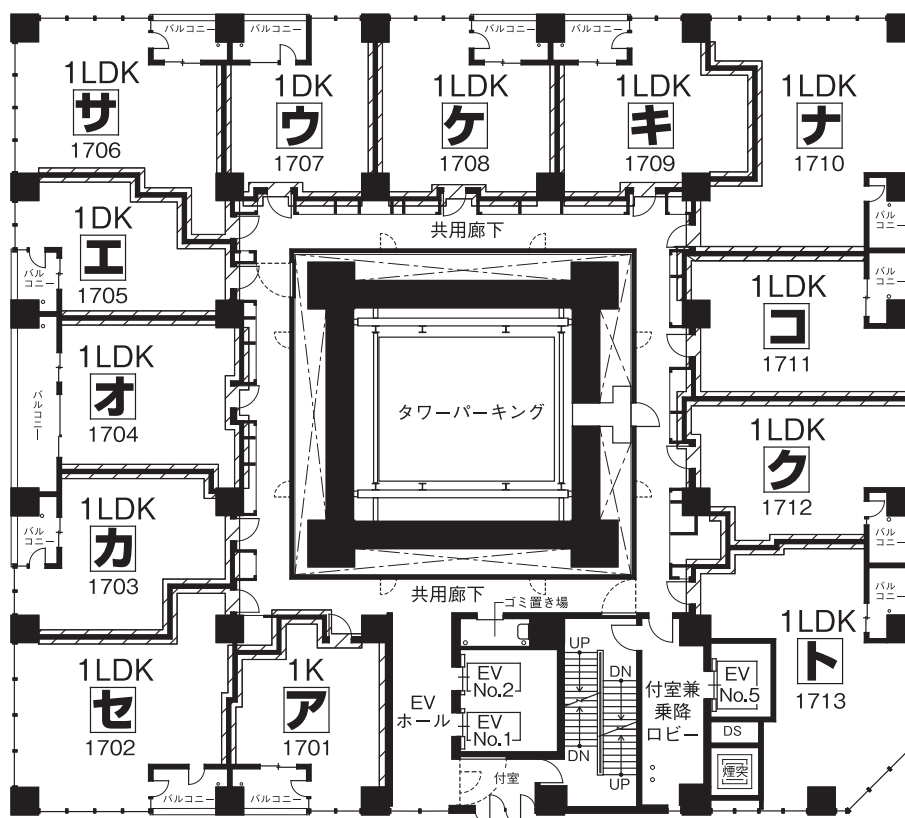


14F

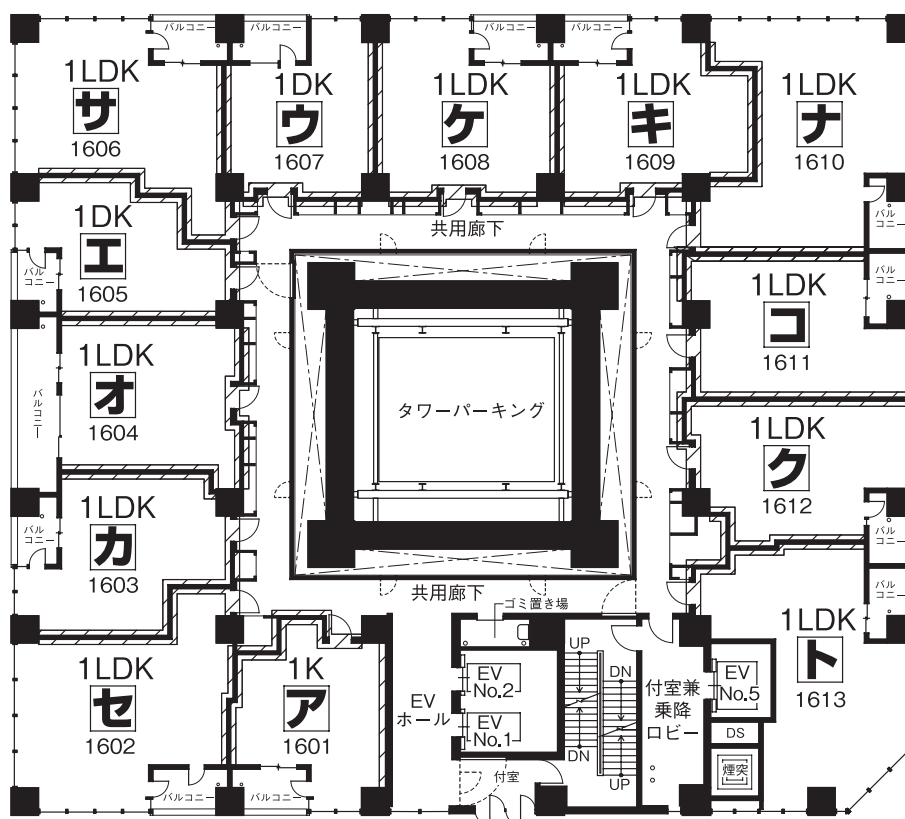


各階平面図

17F

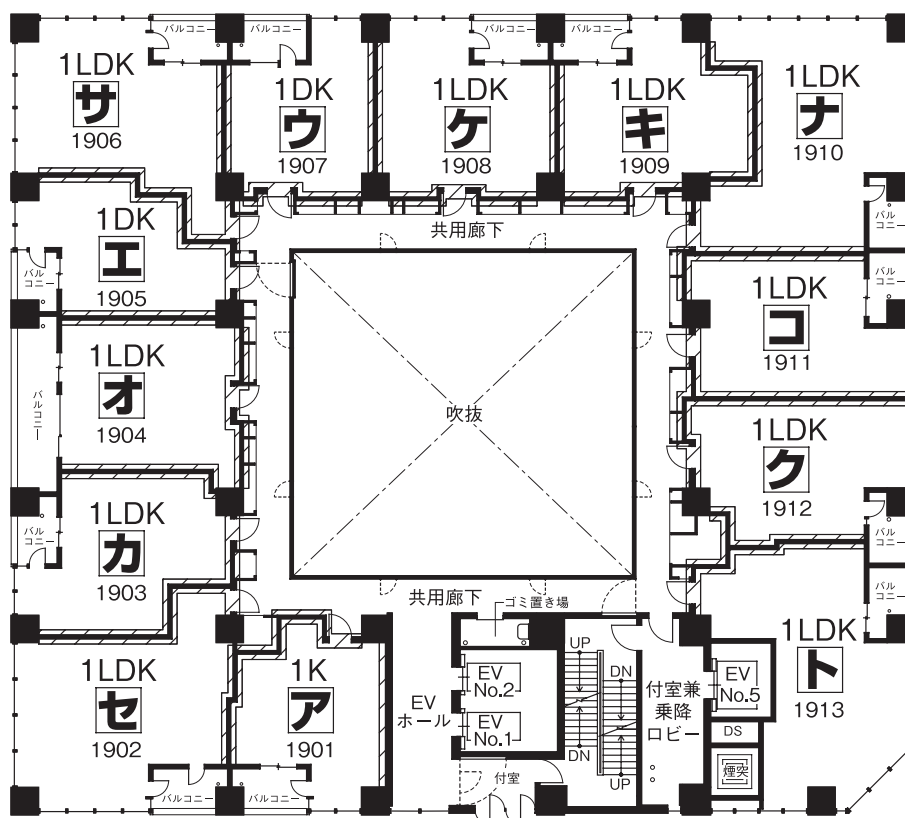


16F

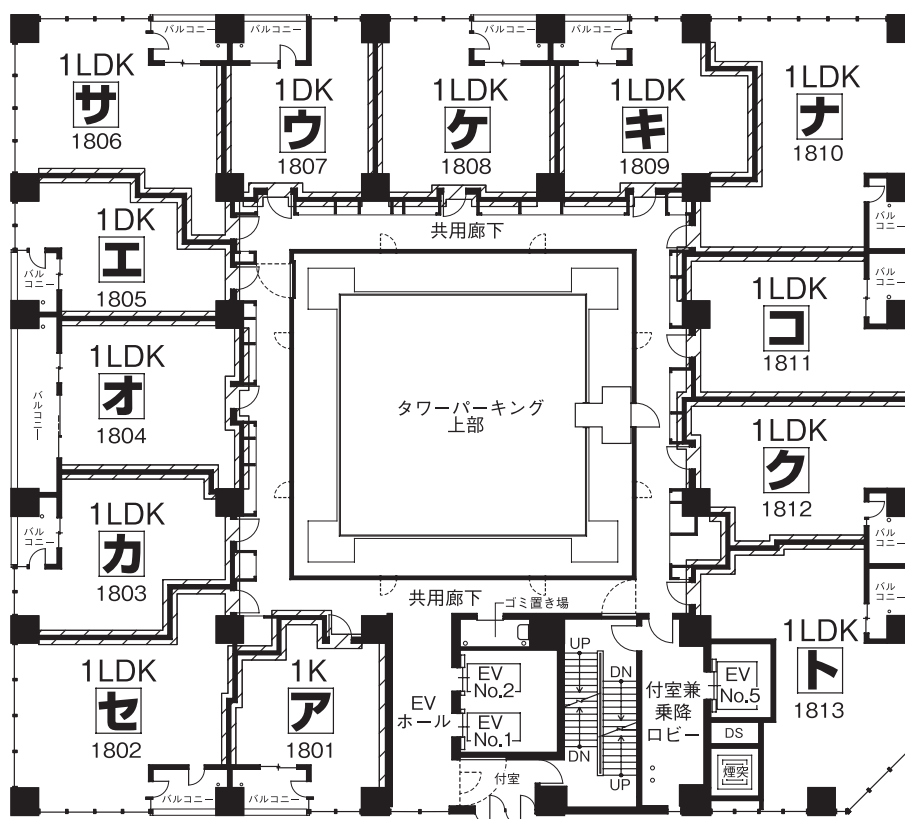


各階平面図

19F

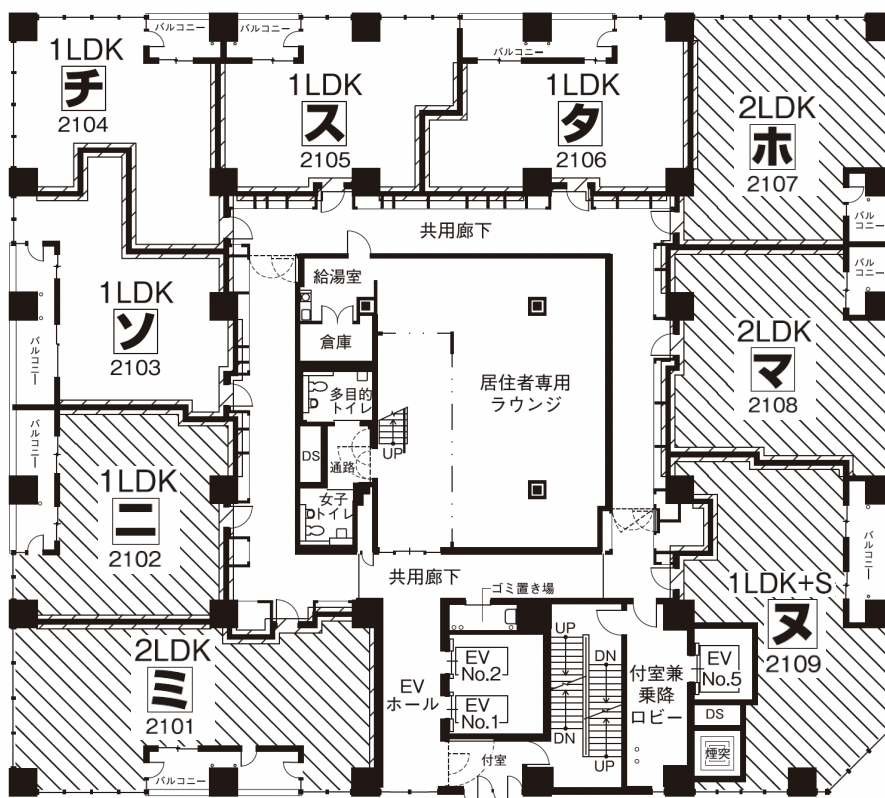


18F

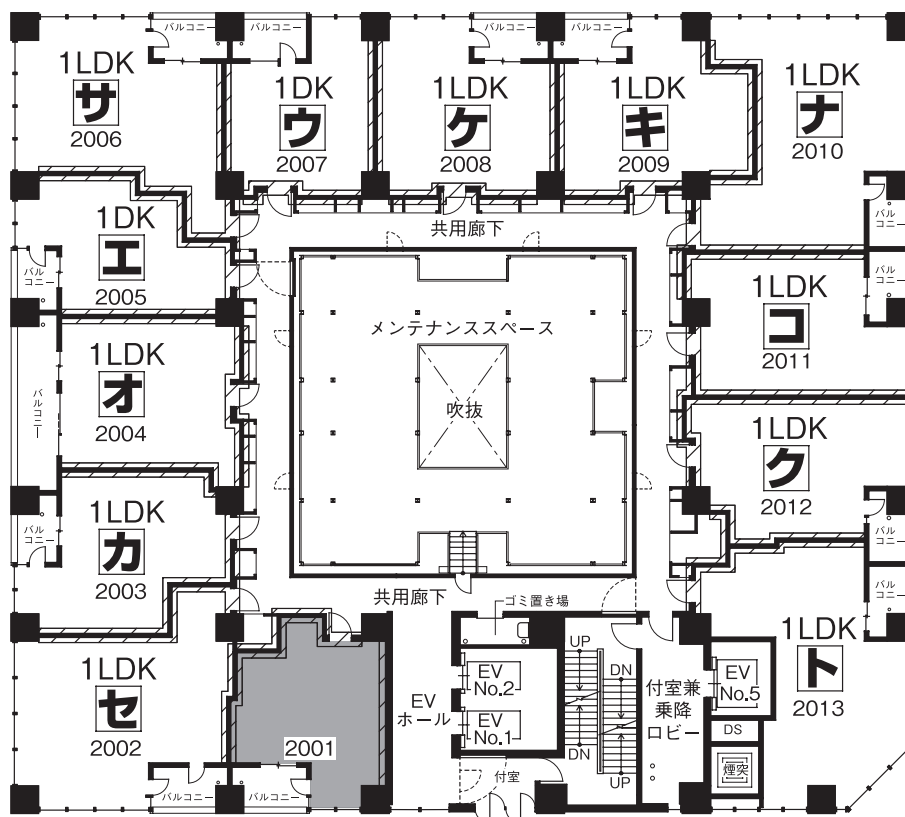


各階平面図

21F

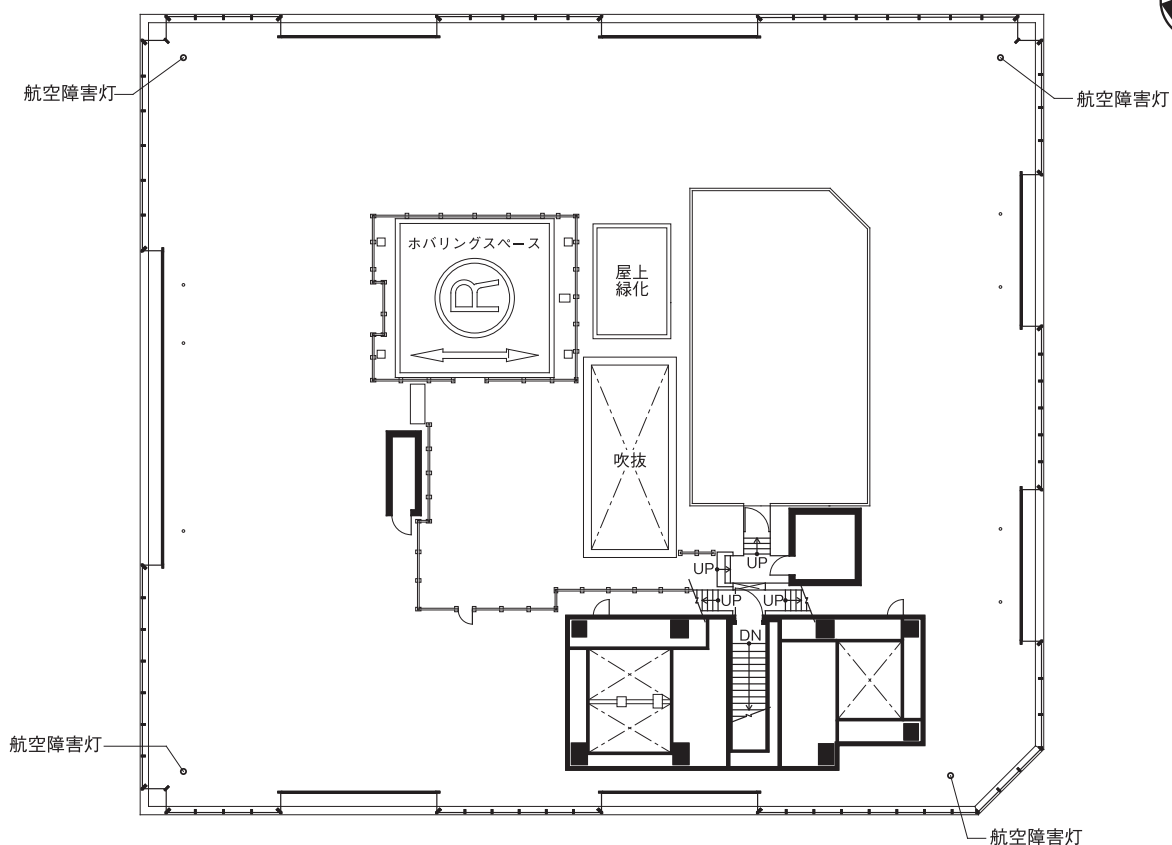


20F

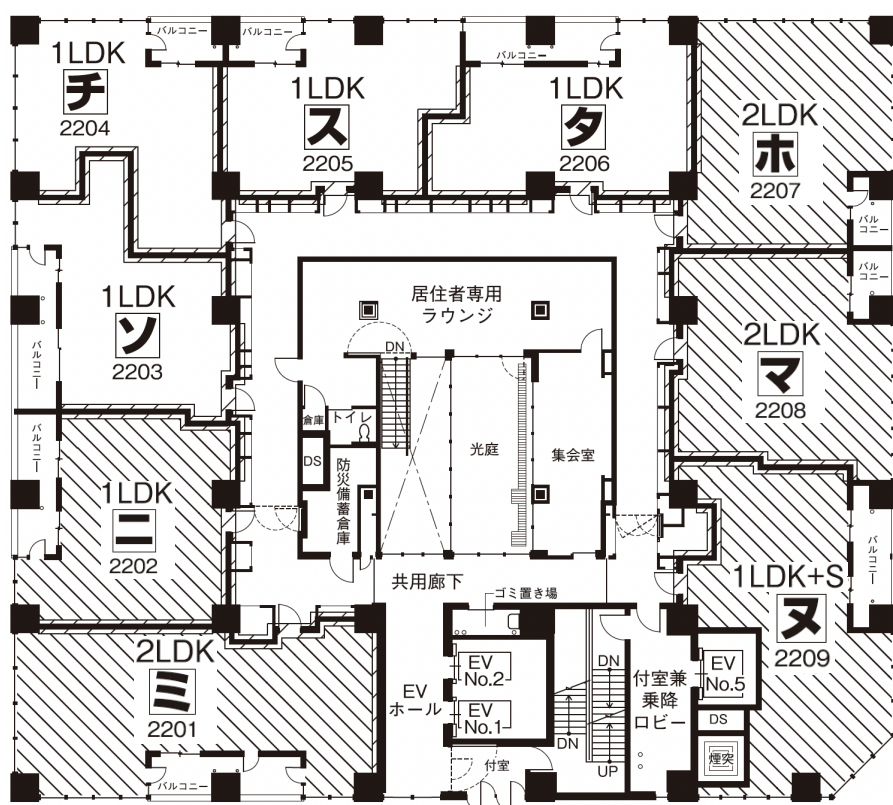


各階平面図

RF



22F



間取図

各間取図の共通凡例

※各間取図のページに記載されている凡例はこちらをご参照ください。
※住宅タイプにより設置されていないものもあります。

	パイプスペース		床暖房設置範囲		腰窓 (バルコニー等への出入りはできません。)
	メーターボックス		エアコン設置位置		FIX窓 (窓の開閉はできません。)
	給湯器		エアコン室外機設置位置		
	ビルトインコンロ		洗濯機用防水パン		

- 樋の位置は、住宅により異なる場合があります。
- 設備機器等の設置箇所が変更となる場合は、現状を優先させていただきます。
- 主な窓等には、カーテンレール・網戸が設置されています。
- 各住宅の方位・位置・バルコニー等の形状は、配置図・立面図・各階平面図・各間取図でご確認ください。
- 玄関収納、物入、クローゼット、ウォークインクローゼット内の仕上がりは住宅により異なります。
- バルコニーの手すり壁の仕様は、住宅により異なります。
- 床暖房設備の使用にあたっては、別途東京ガス(株)の床暖房賃貸制度に申込みが必要となります(有償)。
- 住宅によりバルコニー面積が掲載のものと若干異なる場合があります。
- 洗濯機の種類により洗濯機用防水パンに設置できない場合があります。640mm×640mmの防水パンに設置可能な洗濯機をご利用ください。

各階平面図・各間取図と実際の住宅が異なる場合は、現状を優先させていただきます。



1LDK-59m²



https://spacely.co.jp/vrtown/yokohamaveiltower_t



住宅タイプ

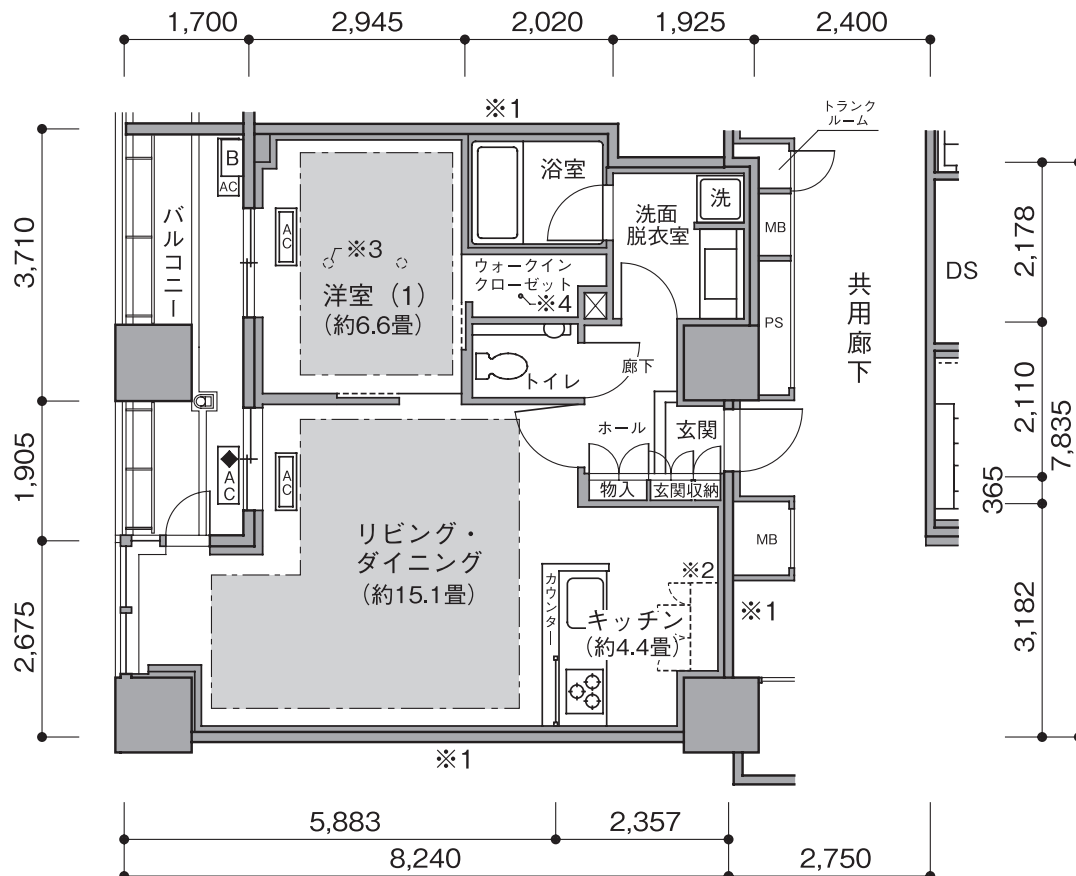
- 募集戸数／2戸
- 月額家賃／272,000・284,800円
- 2102・2202号室

- 住宅専用部分面積／59.00m²
- バルコニー面積／9.54m²
- トランクルーム面積／0.38m²

■カラーバリエーション

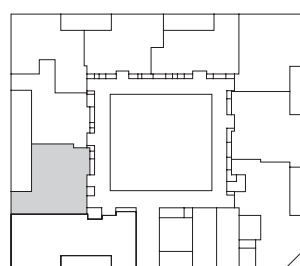
プレミアムナチュラル
21F

プレミアムアッシュ
22F



- ※1 耐火乾式遮音戸境壁
(釘等を打つことはできません)
- ※2 上部吊戸棚
- ※3 室内物干し
- ※4 ハンガーパイプ支柱

21・22F



11～22F

21・22F	東(角)	北東	北(角)	北西	西(角)	南西	南(角)	南東
22F	2209	2208	2207	2206	2205	2204	2203	2201
	ヌ	マ	ホ				ニ	ミ
21F	2109	2108	2107	2106	2105	2104	2103	2101
	ヌ	マ	ホ				ニ	ミ
20F	2013	2012	2011	2010	2009	2008	2007	2006
	1913	1912	1911	1910	1909	1908	1907	1906
19F	1813	1812	1811	1810	1809	1808	1807	1806
18F	1713	1712	1711	1710	1709	1708	1707	1706
17F	1613	1612	1611	1610	1609	1608	1607	1606
16F	1513	1512	1511	1510	1509	1508	1507	1506
15F	1413	1412	1411	1410	1409	1408	1407	1406
14F	1313	1312	1311	1310	1309	1308	1307	1306
13F	1213	1212	1211	1210	1209	1208	1207	1206
12F	1113	1112	1111	1110	1109	1108	1107	1106
11F								

11～20F

※この立面図はバルコニー側から見たものです。 該当住戸・カラーバリエーション

プレミアム
ナチュラル

プレミアム
アッシュ



1LDK+S-72m²



https://spacely.co.jp/vrtown/yokohamaveiltower_u



住宅タイプ

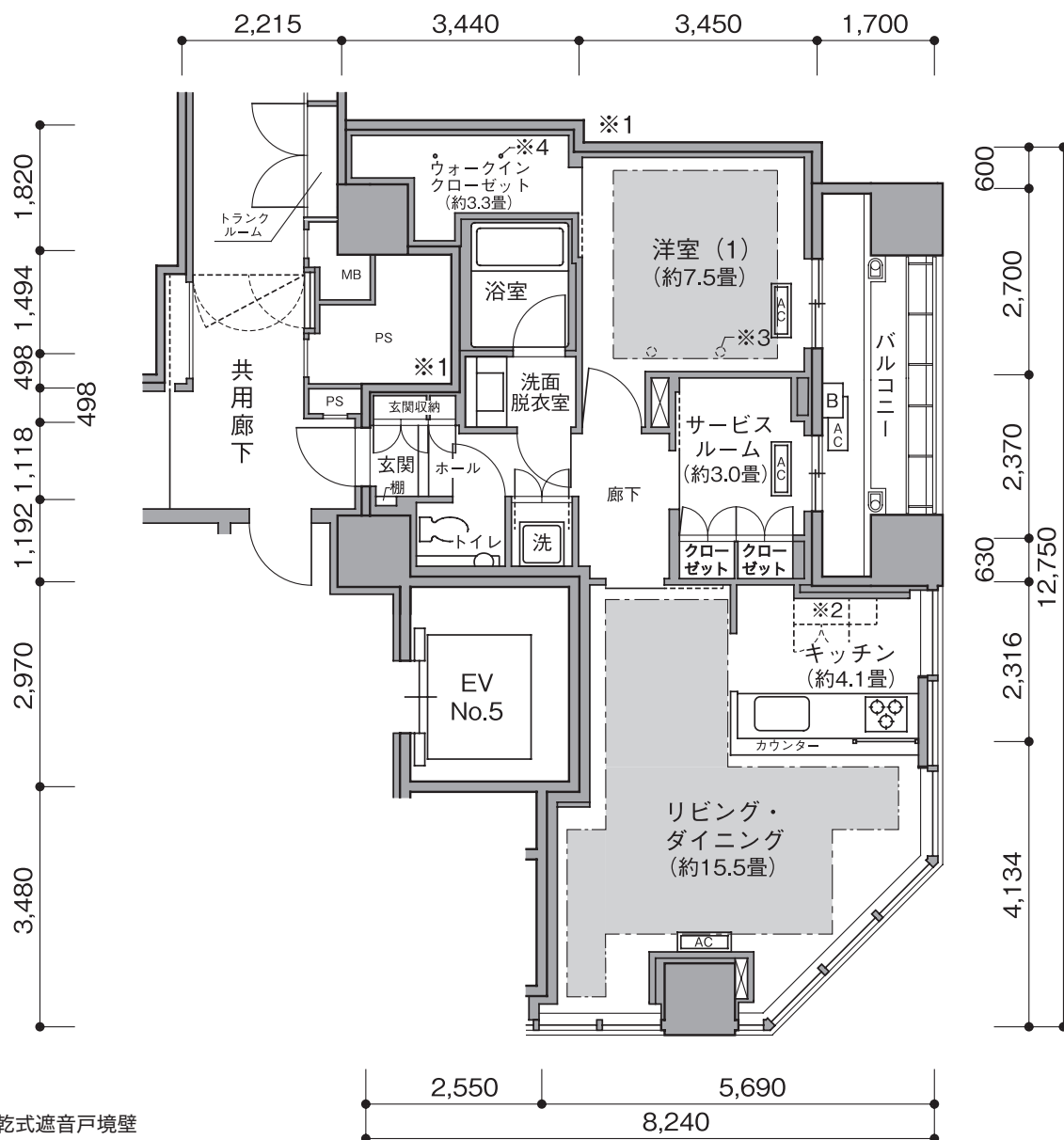
- 募集戸数／2戸
- 月額家賃／315,200・331,200円
- 2109・2209号室

- 住宅専用部分面積／72.74㎡
- バルコニー面積／9.69㎡
- トランクルーム面積／0.85㎡

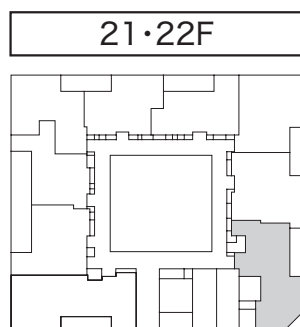
■カラーバリエーション

プレミアムナチュラル
21F

プレミアムアッシュ
22F



- ※1 耐火乾式遮音戸境壁
(釘等を打つことはできません)
- ※2 上部吊戸棚
- ※3 室内物干し
- ※4 ハンガーパイプ支柱



11～22F

21・22F	東(角)	北東	北(角)	北西	西(角)	南西	南(角)
22F	2209	2208	2207	2206	2205	2204	2203
21F	2109	2108	2107	2106	2105	2104	2103
20F	2013	2012	2011	2010	2009	2008	2007
19F	1913	1912	1911	1910	1909	1908	1907
18F	1813	1812	1811	1810	1809	1808	1807
17F	1713	1712	1711	1710	1709	1708	1707
16F	1613	1612	1611	1610	1609	1608	1607
15F	1513	1512	1511	1510	1509	1508	1507
14F	1413	1412	1411	1410	1409	1408	1407
13F	1313	1312	1311	1310	1309	1308	1307
12F	1213	1212	1211	1210	1209	1208	1207
11F	1113	1112	1111	1110	1109	1108	1107

※この立面図はバルコニー側から見たものです。 該当住戸・カラーバリエーション

プレミアム
ナチュラル

プレミアム
アッシュ



2LDK-65m²



https://spacely.co.jp/vrtown/yokohamaveiltower_w



住宅タイプ

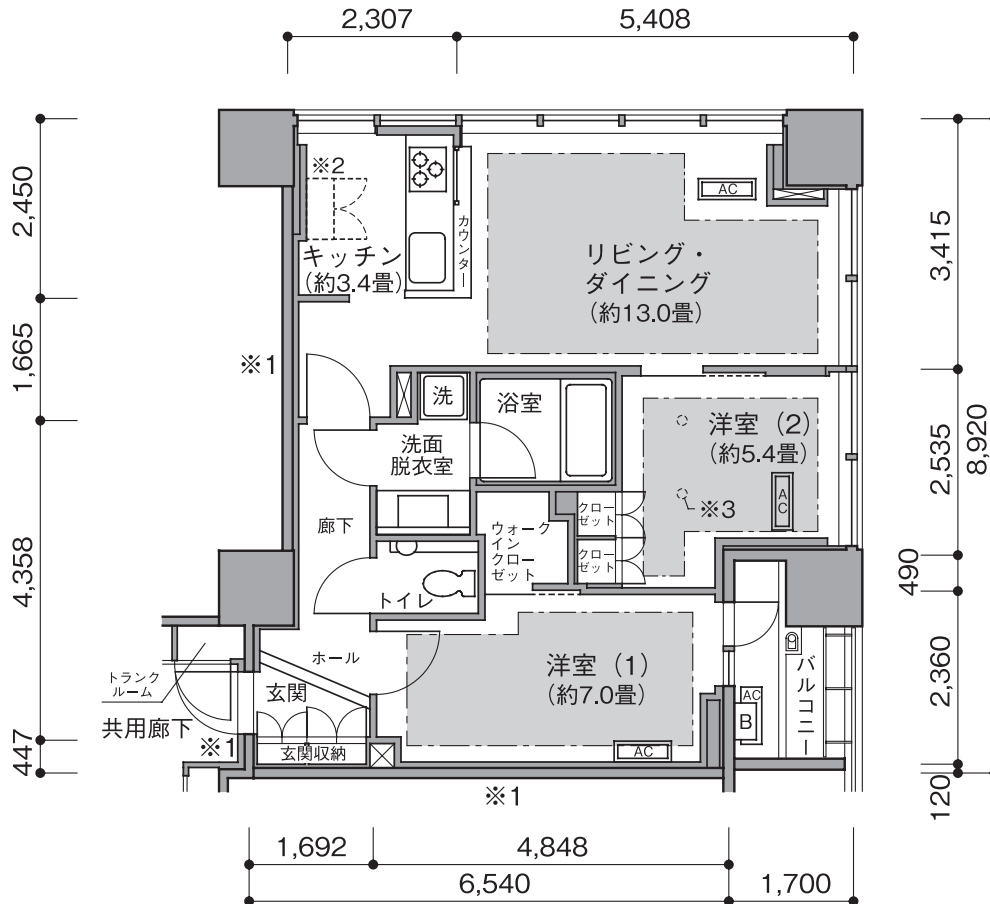
- 募集戸数／2戸
- 月額家賃／276,000・289,600円
- 2107・2207号室

- 住宅専用部分面積／65.09㎡
- バルコニー面積／4.84㎡
- トランクルーム面積／0.55㎡

■カラーバリエーション

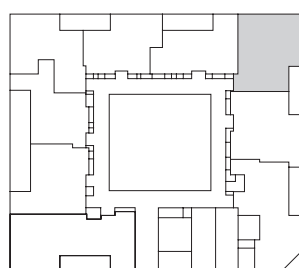
プレミアムナチュラル
21F

プレミアムアッシュ
22F



- ※1 耐火乾式遮音戸境壁
(釘等を打つことはできません)
- ※2 上部吊戸棚
- ※3 室内物干し

21・22F



11～22F

21・22F	東(角)	北東	北(角)	北西	西(角)	南西	南(角)
22F	2209	2208	2207	2206	2205	2204	2203
21F	2109	2108	2107	2106	2105	2104	2103
20F	2013	2012	2011	2010	2009	2008	2007
19F	1913	1912	1911	1910	1909	1908	1907
18F	1813	1812	1811	1810	1809	1808	1807
17F	1713	1712	1711	1710	1709	1708	1707
16F	1613	1612	1611	1610	1609	1608	1607
15F	1513	1512	1511	1510	1509	1508	1507
14F	1413	1412	1411	1410	1409	1408	1407
13F	1313	1312	1311	1310	1309	1308	1307
12F	1213	1212	1211	1210	1209	1208	1207
11F	1113	1112	1111	1110	1109	1108	1107

※この立面図はバルコニー側から見たものです。 該当住戸・カラーバリエーション
プレミアム ナチュラル
プレミアム アッシュ



2LDK-65m²



https://spacely.co.jp/vrtown/yokohamaveiltower_x



住宅タイプ

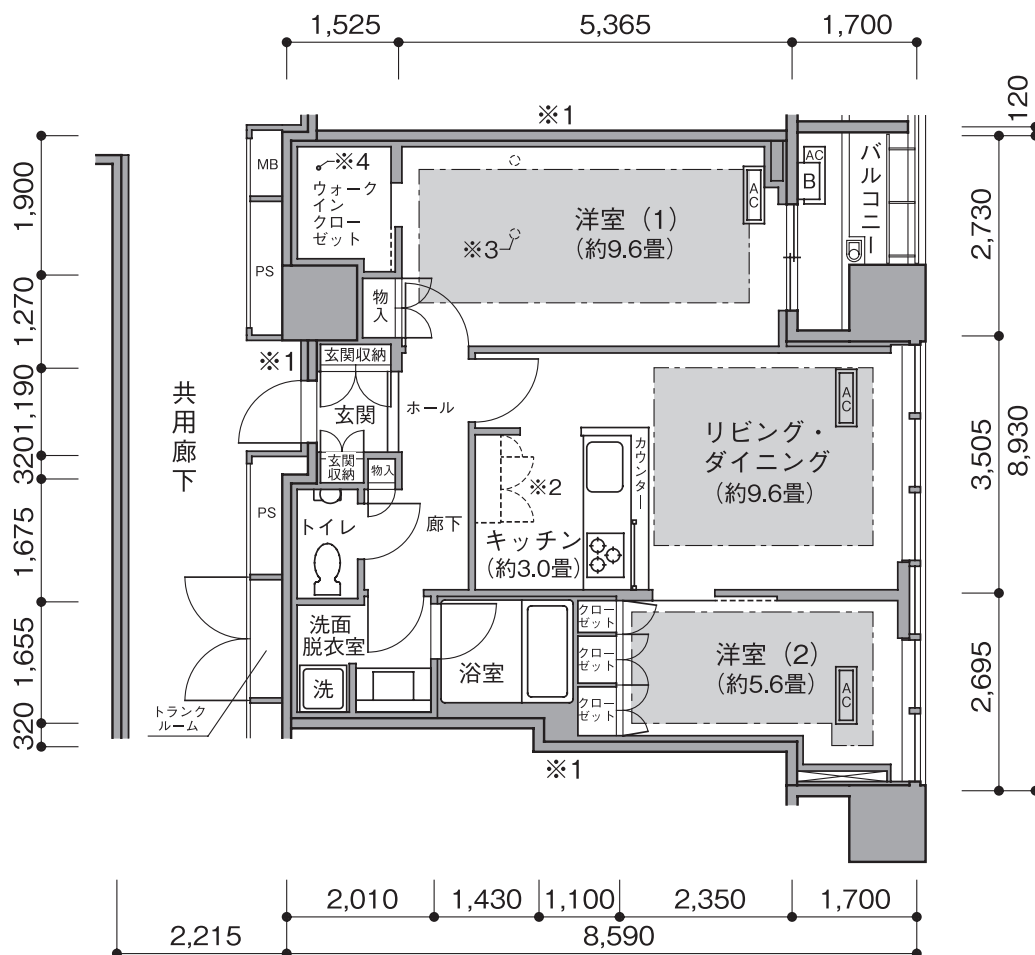
■募集戸数／2戸
■月額家賃／279,200・292,800円
■2108・2208号室

●住宅専用部分面積／65.99㎡
●バルコニー面積／4.84㎡
●トランクルーム面積／0.85㎡

■カラーバリエーション

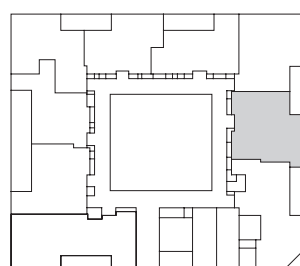
プレミアムナチュラル
21F

プレミアムアッシュ
22F



- ※1 耐火乾式遮音戸境壁
(釘等を打つことはできません)
- ※2 上部吊戸棚
- ※3 室内物干し
- ※4 ハンガーパイプ支柱

21・22F



11～22F

21・22F	東(角)	北東	北(角)	北西	西(角)	南西	南(角)
22F	2209	2208	2207	2206	2205	2204	2203
21F	2109	2108	2107	2106	2105	2104	2103
20F	2013	2012	2011	2010	2009	2008	2007
19F	1913	1912	1911	1910	1909	1908	1907
18F	1813	1812	1811	1810	1809	1808	1807
17F	1713	1712	1711	1710	1709	1708	1707
16F	1613	1612	1611	1610	1609	1608	1607
15F	1513	1512	1511	1510	1509	1508	1507
14F	1413	1412	1411	1410	1409	1408	1407
13F	1313	1312	1311	1310	1309	1308	1307
12F	1213	1212	1211	1210	1209	1208	1207
11F	1113	1112	1111	1110	1109	1108	1107

11～20F

※この立面図はバルコニー側から見たものです。 該当住戸・カラーバリエーション

プレミアム ナチュラル
プレミアム アッシュ



2LDK-82m²



https://spacely.co.jp/vrtown/yokohamaveiltower_y



住宅タイプ

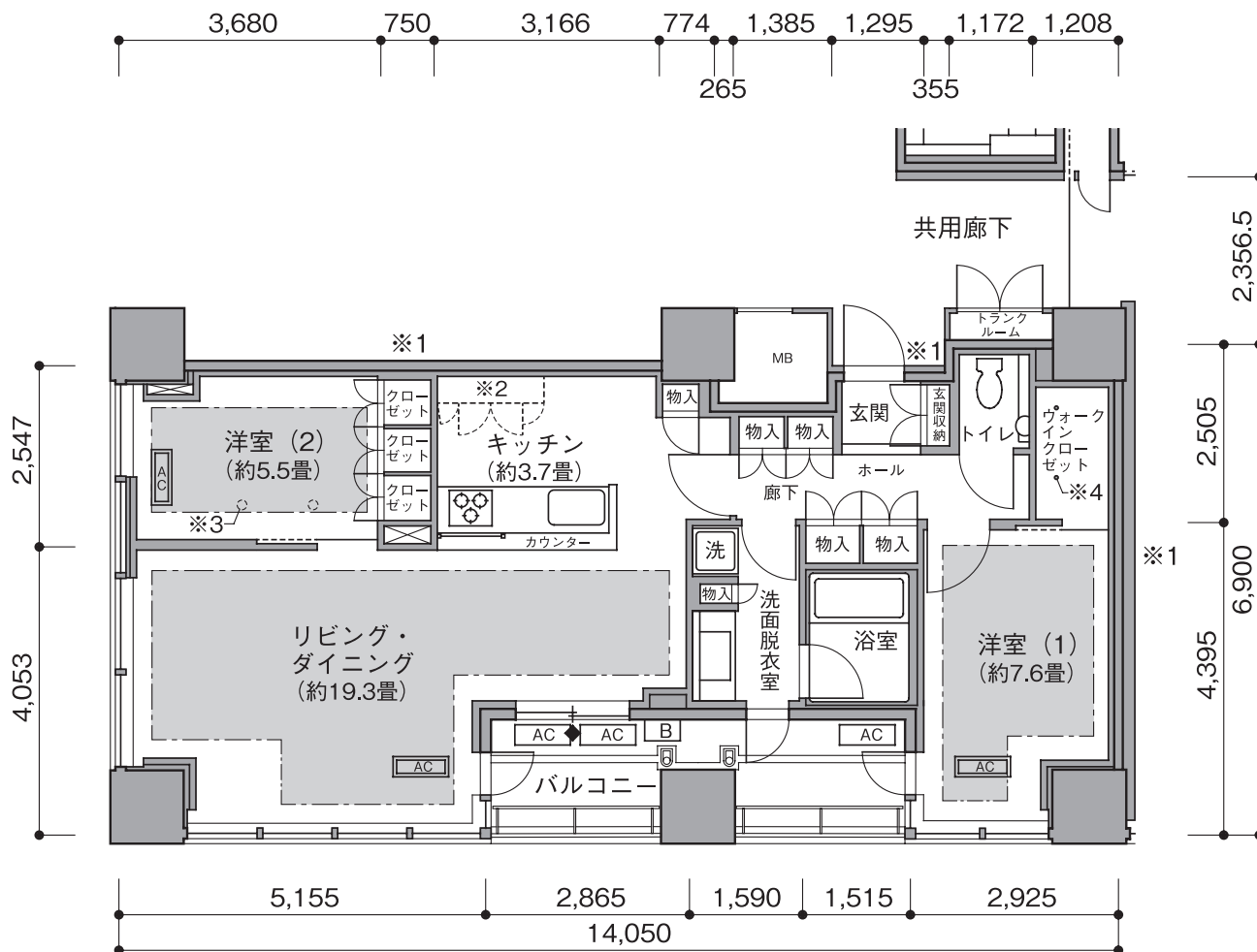
■募集戸数／2戸
■月額家賃／377,600・396,000円
■2101・2201号室

●住宅専用部分面積／82.07㎡
●バルコニー面積／10.14㎡
●トランクルーム面積／0.73㎡

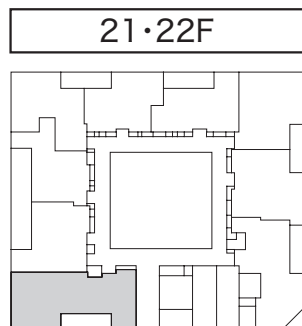
■カラーバリエーション

プレミアムナチュラル
21F

プレミアムアッシュ
22F



- ※1 耐火乾式遮音戸境壁
(釘等を打つことはできません)
- ※2 上部吊戸棚
- ※3 室内物干し
- ※4 ハンガーパイプ支柱



11～22F

21・22F	東(角)	北東	北(角)	北西	西(角)	南西	南(角)
22F	2209	2208	2207	2206	2205	2204	2203
21F	2109	2108	2107	2106	2105	2104	2103
20F	2013	2012	2011	2010	2009	2008	2007
19F	1913	1912	1911	1910	1909	1908	1907
18F	1813	1812	1811	1810	1809	1808	1807
17F	1713	1712	1711	1710	1709	1708	1707
16F	1613	1612	1611	1610	1609	1608	1607
15F	1513	1512	1511	1510	1509	1508	1507
14F	1413	1412	1411	1410	1409	1408	1407
13F	1313	1312	1311	1310	1309	1308	1307
12F	1213	1212	1211	1210	1209	1208	1207
11F	1113	1112	1111	1110	1109	1108	1107

※この立面図はバルコニー側から見たものです。 該当住戸・カラーバリエーション
プレミアム ナチュラル
プレミアム アッシュ

住宅設備・仕様①

※工事の進捗状況により、設置箇所等に若干の変更等がある場合があります。
※住宅タイプにより、機種の相違及び設置されていないタイプもあります。

給湯設備

キッチン、浴室、洗面化粧台へ給湯できます（給湯能力24号相当）。また、浴槽のお湯を加熱（追い焚き）することができます。なお、給湯器リモコンはキッチン付近及び浴室内に設置しています。

ガス設備

- 都市ガス：13A 熱量：45MJ/㎡
- 各住宅にビルトインコンロ（グリル付）を設置しています。汚損・破損に伴う設備機器の修理または取替えに係る費用については、入居者ご自身の負担となります。なお、取替えに際しては、UR都市機構の承諾が必要となります。

冷暖房設備

- 各住宅の居室毎にエアコンを1台ずつ設置しています。なお、取替えに際しては、UR都市機構の承諾が必要となります。
- リビング・ダイニング、ダイニング・キッチン、ダイニング、一部住宅の洋室に温水式床暖房を設置しています。ご使用にあたっては、お客様にて東京ガス（株）に別途設備機器使用申込み（床暖房設備使用契約）を行っていただきます（有償）。

乾燥設備

浴室に浴室暖房乾燥機（常時小風量換気機能付）を設置していますので、浴室を乾燥室としてご使用いただけます。

換気設備

- キッチン（レンジフード型換気扇）、浴室、洗面脱衣室及びトイレに機械換気設備を設置しています。
- 浴室暖房乾燥機の常時小風量換気機能を作動させることにより、居室全体に24時間常に新鮮な空気を住宅内に取り込むことができます。

洗濯排水設備

- 各住宅の洗濯機置場スペースに640mm×640mmの防水パンを設置しています。
- 洗濯機の機種によっては、設置できない場合がありますので、ご注意ください。
- 洗濯機置場用の扉付のタイプについては、乾燥機を使用される際には扉を開けてご使用ください（火災感知器が作動する場合があります）。

電気容量等

- 最大60アンペアまで契約できます。電気容量の変更に際しては、UR都市機構の承諾が必要となります。
- 各住宅にエアコン用コンセント、キッチン大型機器用（電子レンジ等）コンセント、洗濯機用コンセントを設置しています。
- 各住宅に過電流警報機能付分電盤を設置しています。なお、分電盤内にある過電流警報装置の初期設定電流つまみの値は30アンペアにしていますので、契約アンペア数に合わせてご使用ください。

多機能便座について

各住宅に多機能便座を設置しています。汚損・破損に伴う設備機器の修理または取替えに係る費用については、入居者の負担となります。なお、取替えに際しては、UR都市機構の承諾が必要となります。

電話設備

- 電話回線は1回線の配線となっています。電話機のほかにファクシミリなどにも利用できます（毎月の電話料金のうち、屋内配線使用料が不要となります）。
- 各住宅に電話コンセント（モジュージャック式）を設置しています。
- 電話回線のご利用にあたっては、入居者ご自身で通信事業者に電話回線利用申込みを行っていただきます。
- 電話回線のご利用にあたり発生する費用については、すべて入居者の負担となります。

テレビ受信設備

- 各住宅に、テレビコンセントを設置しています。
- 当団地には、共同受信用UHF、FMアンテナを設置しており、テレビ放送（東京7波・tvk）・FM放送（interfm・BAYFM78・NACK5・TOKYO FM・Fm yokohama・J-WAVE・NHK-FM）が受信できます。上記の放送については無料でお楽しみいただけます（NHKの受信契約（有料）は別途必要となります。）。ご視聴にあたっては、地上デジタル放送対応のテレビまたはチューナーが必要となります。
- 当団地には、BS・110度CS共用アンテナ（新4K8K衛星放送対応）を設置しています。専用チューナーを入居者ご自身で設置することにより、衛星放送（BSデジタル、110度CSデジタル）が受信できます。なお、BSデジタル放送及び110度CSデジタル放送を受信する際は、各放送事業者と別途受信契約（有料）が必要となる場合があります。

住宅設備・仕様②

※工事の進捗状況により、設置箇所等に若干の変更等がある場合があります。
※住宅タイプにより、機種の相違及び設置されていないタイプもあります。

インターネット設備

- 各住宅にインターネット用コンセント(LAN用モジュラージャック式)を設置しています。
- 当団地では、光配線方式及び、住棟内LAN方式のインターネットサービスに対応した設備を備えています。
(以下には入居開始可能日時点において、インターネットサービスのお申込み受付が実施可能な各サービス事業者を記載しています。)
- 光配線方式のインターネットサービスのご利用にあたっては、下記サービス事業者との利用契約(有料)が必要となります。
また、利用開始には共用部(パイプスペース)から住宅内への光配線引込み工事が別途必要となり、工事に係る費用は入居者負担となります。
(事業者工事の進捗によっては、お申込み受付開始までしばらくお待ちいただく場合があります。)
＜お問合せ先＞NTT東日本 ☎ 0120-116116
- 住棟内LAN方式のインターネットサービスのご利用にあたっては、次のサービス事業者との利用契約(有料)が必要となります。
＜お問合せ先＞(株)NTT-ME ☎ 0120-333710

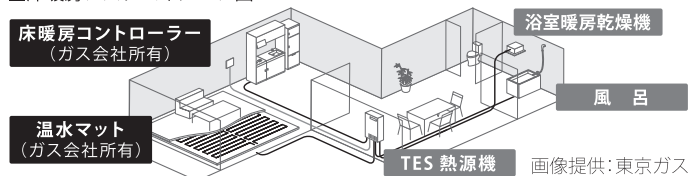
床暖房設備機器の使用について

床暖房設備機器の使用について



- 足元からじんわりと暖まる心地よさで足先の冷えも気になりません。
- ストーブなどの暖房器具本体がないのでうっかり火傷をしたり、コードを引っかける心配がなく安心。

■床暖房システムイメージ図



画像提供：東京ガス

床暖房賃貸制度に基づき、別途お申込みの上、有償でご使用いただけます。

床暖房設備は東京ガス(株)が所有しており、使用を希望される場合には、

- ①お客様ご自身で東京ガス(株)に設備機器使用申込みを行い、床暖房設備使用契約を結んでいただきます。
- ②床暖房設備使用契約に基づく設備使用料を東京ガス(株)にお支払いいただきます。

※設備使用料は、お客様の契約種別に応じて「初期登録料及び月額使用料」又は「年額使用料」となります。
なお、別途ガス料金等が発生します。

スマートフォン・PCからのお申し込みの場合

URL: https://krs.bz/tg_jusetsu/m/yukachin

Webにてお申込みいただいた、お客さまのご契約内容につきましては、契約成立後郵送にてご案内させていただきます。



※QRコードは(株)デンソーウェーブの登録商標です。

快適性

ハイクオリティーを求めた設備アイテム

床暖房



床フローリング下の温水マットで優しく暖めます。部屋の空気を汚さない健康的で快適な暖房方式です。

※床暖房の使用にあたっては、別途東京ガス(株)との床暖房賃貸制度に申込みが必要となります(有償)。

浴室暖房乾燥機(常時小風量換気機能付)



浴室を使用していないときは、浴室が乾燥室になります。天候に左右されず、温風により洗濯物を乾燥できます。浴室内に吊り下げため、洗濯物をいためず乾燥ができ、寒い冬には浴室暖房もできます。タイマーで自動ストップの省エネタイプです。雨のときやお出かけのときにとても便利です。また、この機種は、24時間常に新鮮な空気を住宅内に取り込むシステムです。

高効率型給湯暖房機



給湯・追い焚き機能を備え、床暖房、浴室暖房乾燥機への熱源としても機能します。燃焼時の排熱を効率よく再利用するため、経済的で環境にやさしい給湯暖房機です。

自動お湯張り機能・給湯器リモコン



自動でお湯張り・追い焚きができます。お湯の張り過ぎ・沸かし過ぎがありません。お湯張りから、追い焚き、保温まで、浴室はもちろんキッチンからもスイッチひとつで操作できます。

エコシャワーセット(サーモスタット付)



サーモスタットで湯温を一定に保ち、快適シャワーでバスタイムを楽しめます。夏はぬるめに、冬はちょっと熱めに調整も自在です。シャワーヘッドには便利な手元スイッチが付いており、節水効果が期待できます。

シャワー水栓付洗面化粧台



手前に引き出してハンドシャワーとしても使える水栓が付いています。洗面ボウルの隅々まで水で洗い流せるのでお掃除もしやすくなります。洗面台上部には化粧鏡・小物棚が付いていてとても便利です。

シングルレバーエコ混合水栓



キッチンと洗面化粧台にお湯の無駄遣いを防ぐ水栓を採用しています。レバー中央部では水のみが出るため、水を出した際に、給湯器は作動しません。水とお湯の境目にはクリック感があります。無意識のうちにお湯が出ることを防ぎ、従来の製品に比べ給湯エネルギーの削減効果が期待できます。21階及び22階住戸には、自動センサー機能付の混合水栓が、キッチンと洗面化粧台に設置されています。

ビルトインコンロ(グリル付)



流し台組み込みでスッキリ、調理台と同じ高さで使いやすさもアップ。3つのバーナーとグリルでお料理の幅が広がります。立消え安全装置及び過熱防止装置付です。お掃除が楽なガラストッププレートです。

エアコン



入居後すぐにご使用いただけるエアコンを設置しています。冷房・暖房・除湿・送風機能が備わっています。

大型機器用コンセント



電子レンジやオーブン等に使用できます。単相100ボルト専用コンセントとなっています。

※単相200ボルトにも切替えできます。切替えに際しては、入居者ご自身の負担となり、UR都市機構の承諾が必要となります。

※大型機器用コンセントと表示してあります。

人感センサー付きLED玄関灯



人が接近するとセンサーが感知し、自動点灯する照明です。スイッチを押すことなく自動的に点灯・消灯するので、消し忘れがなく、省エネにもなります(手動にも切替えられます)。

多機能便座



洗浄、便座暖房、脱臭機能、着座センサー(誤作動防止機能)、節電機能付きで快適にトイレタイムを過ごせます。

節水型便器



一回に使用する水量を6リットルに抑えた、経済的で環境にやさしい節水型の便器です。

トイレ内手洗器

21階及び22階住戸のトイレ内には独立した手洗器を設置しています。

網戸



主な窓には網戸を設置しています。

ハンガー用化粧ボルト

壁に穴をあけずに絵画やポスターなどが掛けられます。

食器洗い乾燥機

21階及び22階住戸のキッチンにはビルトイン型の食器洗い乾燥機が設置されています。食器と洗剤をセットしてボタンを押すだけ。お湯をきめ細かく噴射して汚れを落とします。ヒーター乾燥機能も付いているので、手間なく衛生的に仕上がります。

安心 & 安全

安全への配慮、バリアフリーへの配慮

防犯カメラ



団地内に防犯カメラを設置しています。
※犯罪を完全に抑止するものではありません。

二重ロック



玄関扉には防犯性能に配慮した二重ロック式を採用しました。家の安全を二重に守ります。

モニター付住宅情報盤(ハンズフリー)



非常時・火災時に警報音・音声合成音・表示ランプで知らせるほか、玄関ドアホンに警告音・表示ランプで知らせます。また、モニターとして集合玄関・各住戸の玄関の来訪者を確認し、通話することができます。

トイレコール・バスコール



緊急時にボタンを押して家人に異常を知らせることができます。

ノンスリップの床(共用廊下)



靴音を抑えて静かに、滑りにくいタイルカーペットを採用しました。

過電流警報機能付分電盤



電気の使用状態を監視し、住宅情報盤に使用量をレベルで表示するとともに、使い過ぎを音で知らせます。

耐震吊り戸棚



地震の時に扉が開放されないようにストッパーを付けた吊り戸棚です。

手すりの設置



ご高齢の方が安心して暮らせるようにトイレや浴室・玄関に手すりを設置しました。

スロープ



エントランスホールから共用廊下へのアプローチに、スロープを設けました。

フラットフロアー



各室の敷居や玄関の段差を小さくし、住宅内部の段差をできるだけ解消しました。

ホルムアルデヒド対策

ホルムアルデヒドの放散量が少ない建材を使用しています。

手すり下地



玄関や廊下及び洗面脱衣室に必要なときに手すりを設置できるように、下地が入っています。

※設置に際しては、入居者ご自身の負担となり、UR都市機構の承諾が必要となります。

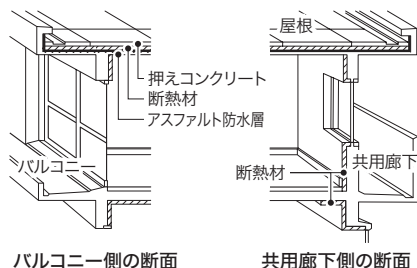
高品質

居住性を高める優れた機能構造

屋根・外壁等の断熱材



外気に接する屋根や壁、3階の床下などに一定の厚さの断熱材を張り付けることによって、湿気やカビの原因にもなる結露を抑えます。もちろん暖房・冷房の省エネルギーにも優れています。



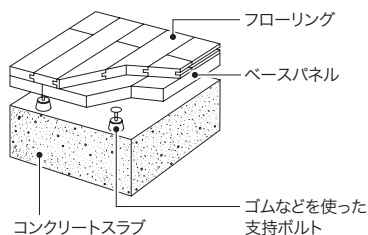
バルコニー側の断面

共用廊下側の断面

二重床工法



フローリングの床を支える部分に弾力性のあるゴムを用い、衝撃音を吸収する工夫をしています。



(二重床:イメージイラスト)

床スラブ厚



居室部分のコンクリート床スラブの厚さを200mmとして遮音性能の向上に配慮しています。

※音を完全に防ぐものではありません。

遮音壁



トイレと居室が接している部分の間仕切りは、遮音効果のある壁を採用しています。

※音を完全に防ぐものではありません。

Low-E複層ガラス



特殊な金属膜(Low-E膜)を施した特殊な複層ガラスを採用しています。高い遮熱・断熱性により、冷暖房効率を高め、省エネ効果を発揮します。また、紫外線の軽減や結露の発生を抑える等、快適な室内空間を創出します。

用途別に独立させた配管システム(ヘッダー方式)

給水・給湯管をキッチン、浴室、洗面化粧台等の用途別に配管しており、同時にお湯を使っても、お湯の温度が変動しにくくなります。

情報通信

マルチメディア設備

インターネット設備



各住宅に、住棟内LAN方式及び光配線方式のインターネットサービス(有料)に対応した設備を備えています。

BS・110度CSアンテナ



新4K8K衛星放送に対応したパラボラアンテナを設置しています。

※専用チューナーの設置及び各放送事業者との受信契約は、入居者ご自身で行っていただきます。

マルチメディアコンセント



電話・LAN・テレビ・コンセントの差込口を一体化。各居室等に設置しています。

共用設備

快適な暮らしをサポートする環境&施設

宅配ボックス



留守のときにも荷物を受け取ることができ、安心してお出かけになれます。

※維持管理に関する費用は、共益費に含まれます。

※生鮮食品等、腐敗しやすいものの利用はできません。

集会室(要予約・有料)



居住者の皆様の交流の場として多目的に役立つ施設です。なお、ご利用の際は、別途定める「集会所使用規則」を順守していただきます。

オートドアロック



入居者はハンズフリータグまたは非接触キーによって出入りします。来訪者は、集合玄関機の操作で訪問先を呼び出し、インターホンの通話と画像確認によって在宅者が室内からの操作で解錠すると、建物入口のドアが自動的に開きます。

※不法侵入者を完全に排除することはできません。

屋上・壁面緑化

住棟の屋上及び壁面空間の一部を緑化しています。

※落下、衝撃等を与えたり、故意のいたずらにより、故障、植物枯死などのおそれがありますので、ご注意ください。

※維持管理に関する費用は、一部共益費に含まれます。

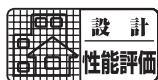
居住者専用ラウンジ(予約不要・無料)



居住者の皆様が気軽に立ち寄り、自由に利用できるスペースです。なお、ご利用の際は、別途定める「ラウンジ使用規則」を順守していただきます。

信頼感

住宅性能表示制度



住宅性能表示制度により、国土交通大臣に登録された第三者機関による性能評価を受けており、設計住宅性能評価書を取得済、また建設住宅性能評価書を取得予定です。

特記事項①

※下記事項については、あらかじめご承知おきの上、お申込みください。

UR都市機構の団地の管理について

UR都市機構の団地管理の組織として、本社、各支社及び東日本賃貸住宅本部（以下「各本部等」といいます。）に住宅経営部があり、各本部等には地域別に一定の範囲の団地を管理する住まいセンターがあります。入居者の皆様と直接つながりのあるほとんどの事柄は、住まいセンターが対応します。また、横浜ヴェールタワー（以下「当団地」といいます。）には、管理サービス事務所が設けられており、当団地を巡回する管理主任や窓口案内者（ゆあ〜メイト）が皆様の直接の窓口となります。

※UR都市機構は管理業務の一部を業務委託により実施しています。

横浜ヴェールタワーについて

事業について

- 当団地はUR都市機構と権田金属工業（株）による共同建替事業として建設されたUR賃貸住宅です。
- 今回募集住宅は、建替前住宅にお住まいの方を対象に住宅の割り当てを事前に行っており、令和7年7月から入居が開始される予定です。

周辺の用途地域について

当団地の周辺は商業地域、第7種高度地区となっております。

※当団地は横浜市市街地環境設計制度により、高さ制限の緩和を受けています。

日照について

一部の住宅については、冬至期において日照時間が十分に確保されない場合があります。また、入居後においても当団地周辺の建築計画によっては、日照時間に影響を及ぼす場合があります。

横浜市市街地環境設計制度について

横浜市市街地環境設計制度に基づき、当団地の敷地内に公開空地を設けており、お住まいの方以外にも開放することとなります。

水害ハザードマップについて

- 当団地は横浜市洪水ハザードマップ（令和6年10月改正）の浸水想定区域内に所在しています。
- 当団地は神奈川県の高潮浸水想定区域図（令和6年2月修正）の浸水区域内に所在します。
- ハザードマップ記載の詳細な内容は各ハザードマップを作成した神奈川県または横浜市にお問い合わせください。なお、ハザードマップの記載内容は今後変更されることがあります。

広域避難場所等について

当団地は横浜市と津波発生時における一時避難場所とする協定を締結予定です。締結した際は、災害時は一時避難場所として共用廊下、階段、住棟屋上の一部等を近隣にお住まいの方に開放する予定です。（住宅の専用部は除きます。）

管理サービス事務所・集会室等について

- 当団地の1階に管理サービス事務所を設置しています。
- 当団地の21階及び22階に居住者専用ラウンジを設置しており、当団地にお住まいの方であれば、予約なしでご利用いただけます。

- 当団地の22階に集会室を設置しております。
- 集会室利用（要予約・有料）については、管理サービス事務所にて予約を受け付けます。
- 集会室及び居住者専用ラウンジの利用にあたっては別途定める使用規則を順守していただきます。

清掃員詰所について

当団地地下1階に清掃員詰所を設置しています。

騒音・振動・臭気等について

- 当団地の住棟1階及び2階の一部には、店舗、事務所等が入居する予定であり、騒音・臭気等が発生する可能性があります。
- 自家用電気室、借室、エレベーター、駐車場、ゴミ置き場、居住者専用ラウンジ・集会室、煙突、連絡通路及び階段室に隣接または近接する住宅では、騒音や振動等が発生する場合があります。
- 居住者専用ラウンジが設置されている21階及び22階の共用部には、ラウンジ内の会話等が漏れ聞こえる場合がありますので、予めご承知おきください。
- 当団地には非常用発電機が設置されており、この発電機は点検が義務付けられています。非常時及び点検時には、発電機室上階の312号室、313号室では、騒音が発生する場合があります。
- 当団地周辺の今後の開発状況により、振動、粉じん、工事車両の通行、道路の交通規制、臭気、騒音等が予想されます。
- 入居後、空家補修工事や修繕工事が行われる場合があります。このため、騒音や振動等で迷惑をおかけすることがあります。
- 車が車路または当団地車両入口を通過して当団地南西側道路に出庫する際にブザー音が鳴ります。
- 商業棟（CeeU Yokohama）周辺では、イベント開催等による騒音等が発生する場合があります。

近隣住民のためのテレビ電波受信障害防除対策について

当団地建設に伴う周辺地区へのテレビ電波受信障害については、別途対策を行っています。

作業員の立ち入りについて

- 当団地内に設置の電気、ガス、電話、給排水等の諸施設の清掃、整備、保守点検及び改修植栽管理等（以下「点検等」といいます。）のため、各事業者が敷地内に立ち入ります。
- その他、UR都市機構が管理上必要と認める点検等について、各事業者が住宅内に立ち入る場合があります。

消防設備の点検等について

- 消防法に基づき、住棟共用部に消火器等の消防設備が設置されており、適切な点検等が必要となります。消火器等の点検等に際しては、作業員が共用部に立ち入ります。
- 消防法に基づき、各住宅内に自動火災報知設備（火災感知器等）及びスプリンクラー設備（11階以上）を設置しており、年2回の点検が必要となります。点検等に際しては、作業員が住宅内に立ち入ります。
- 失火や故意過失により、スプリンクラーが作動した場合、被害等の復旧に要する費用等は居住者の負担となります。

特記事項②

※下記事項については、あらかじめご承知おきの上、お申込みください。

防災カーテン等の使用について

当団地は消防法の規定により、防災性能を有する（防災表示付き）カーテン及びじゅうたん等の使用が義務づけられています。詳細は所轄の消防署にお問い合わせください。
横浜市消防局予防部指導課 TEL:045-334-6408

入居者以外の敷地内の通行について

- 隣接している商業棟（横浜ヴェールスクエアCeeU）は、当団地と2階部分で接続しているため、敷地及び建物の一部を入居者以外の方も通行しますことを、あらかじめご承知おきください。
ただし、住宅用エントランスと店舗等の入口とは別々に設けられており、住宅部分に勝手に立ち入りすることを制限しています。
- 商業棟に接続している2階連絡通路は、8時00分～22時00分（予定）まで、通行等が可能です。上記以外の時間帯は、通行等ができません。（設置しているエレベーターNo.4、多目的トイレも同様に利用できません）
- 商業棟との連絡通路の屋上部分は、商業棟の避難広場とされています。商業棟からの人の出入りがある場合がありますので、あらかじめご承知おきください。

植栽工事について

今回募集の団地敷地内の植栽工事は植付時期等の関係で一部入居後となる場合があります。

共用部の利用について

- 共用廊下、エントランスホール等共用部の利用にあたっては、近接する住宅や建物への騒音、振動及び飲食・喫煙等による利用上のトラブルが起きないように十分に配慮してください。
- 共用部では、UR都市機構の許可なく物品を放置することは禁止しています。

自転車置場について

お住まいの方専用の自転車置場は戸当たり約1台分のスペースを地下1階に設置する予定です。自転車を出し入れする際は自転車置場用エレベーター（No.3）をご利用ください。なお、自転車置場以外の場所に駐輪することはできません。

公開空地・公共的駐輪場について

当団地では、横浜市市街地環境設計制度並びにエキサイトよこはま22等に基づき、敷地内に公開空地、公共的駐輪場を設けています。これらは入居者以外の方にも開放することとなります。

公共的駐輪場について

公共的駐輪場は、委託した事業者が管理運営を行い、主に一般の方が利用する有料駐輪場です。当駐輪場に関する問合せ先は、運営開始時に掲示する現地案内看板等をご確認ください。

【概要等】

駐輪場名：（仮称）横浜南幸駐輪場
運営管理事業者：未定
設置台数等：124台（定期貸59台・時間貸65台）
営業時間：4時00分～26時00分（予定）

駐車場について

- 当団地には、52台分の有料駐車場（機械式タワー型）が設置されています。
- バリアフリー対応駐車場（1台分）、EV充電対応駐車場（普通車用2台、ハイルーフ車用2台）については、条件付き契約となります。

※EV充電対応駐車場については、充電料金は別途頂戴いたしません。

○利用料金と敷金（1台あたりの月額利用料金と敷金）

車種		月額利用料金（税込）	敷金2か月分（税込）
普通車	標準	35,530円	71,060円
ハイルーフ車	標準	35,530円	71,060円
ハイルーフ車	バリアフリー対応	35,530円	71,060円
普通車	EV充電対応	42,570円	85,140円
ハイルーフ車	EV充電対応	42,570円	85,140円

- ※月額利用料金は令和7年度時点のものです。
- ※駐車場装置操作リモコンの保証金として、契約時に25,000円をお預かりし、解約時（リモコン返却時）に返還いたします。なお、金額は今後変更となる可能性があります。
- 駐車場の使用開始は令和7年10月上旬を予定しています。それまでの間は、駐車場の使用はできませんので、あらかじめご承知おきください。
- 入居開始から当面の間、引越しに伴う荷物搬入等により、駐車場の出入りに制限が生じる場合がありますのであらかじめご承知おきください。
- 駐車場に駐車可能な車両は、下表に示す車に限られます。ただし、下表の寸法以下であっても、車種によっては駐車できない場合があります。

車種		車長 (mm)	車幅 (mm)	車高 (mm)	最低地上高 (mm)	車重 (kg)	タイヤ外寸 (mm)	台数
普通車	標準	5,300	2,050	1,550	110	2,500	1,960	10
	EV充電対応	5,300	2,050	1,550	110	2,500	1,960	2
ハイルーフ車	標準	5,300	2,050	2,000	110	2,500	1,960	37
	バリアフリー対応	5,300	2,050	2,000	90	2,300	1,960	1
	EV充電対応	5,300	2,050	2,000	110	2,500	1,960	2

- ※バリアフリー対応駐車場は最低地上高及び車重を除き、ハイルーフ車の標準駐車場と同じ仕様となります。
- 利用希望者多数の場合、利用者は別途抽選により決定します。抽選等の詳細については、後日ご案内します（駐車場利用申込みは、住宅を契約されている方に限られます。）。なお、路上駐車は固く禁止されており、抽選に外れた方は、団地外に駐車場を確保していただきます。
- ゴミ置き場のゴミを収集する際、清掃車が業務用駐車場に停車するため、一時的に車両の出入りがしにくくなる場合があります。
- 引越しが実施される際、引越車両が停車するため、一時的に車両の出入りがしにくくなる場合があります。
- 駐車場内における車両同士の事故が発生した場合は、当事者間で解決していただきます。
- 当団地内においては、徐行の上、安全運転を心がけてください。また、駐停車の際は、前照灯を減光するとともに、カーステレオの音量やエンジンの空ぶかし等、騒音防止に努めてください。公道での入庫待ちはできません。

迷惑駐車の禁止について

駐車の際は必ず所定の団地内駐車場をご利用ください。周辺道路への路上駐車は大変迷惑となり、事故にもつながるため大変危険です。

特記事項③

※下記事項については、あらかじめご承知おきの上、お申込みください。

オートバイの駐車禁止について

- 当団地にオートバイ置場はありません。
- 原動機付自転車を自転車置場に駐車することはできません。オートバイ(原動機付自転車を含む)をご利用の場合は、団地外にオートバイ置場を確保していただきます。

緊急救助用スペースについて

屋上に緊急救助用スペースが設置されており、非常時のヘリコプターによる救助活動及び訓練のために使用される場合があります。また、使用時は騒音及び振動等が予測されます。

窓清掃について

FIX窓の外側ガラス部分につきましては、定期的に清掃を行います。なお、清掃に関わる費用は共益費に含まれています。

セキュリティ対策について

- 当団地内のメールコーナー、エントランスホール、エレベーターかご内等に防犯カメラを設置し、消防用設備等とともに当建物2階の中央監視室において24時間監視を行います。
- 当団地はオートドアロックシステムを採用しています。来訪者は、1階入口にある集合玄関機で訪問先を呼び出し、インターホンの通話と画像確認によって在宅者が室内からの操作で解錠すると、ドアが自動的に開きます。21階及び22階につきましては、エレベーターホールと住宅前の共用廊下の間にも集合玄関機を設置しており、住戸前の共用廊下への入場は、21階及び22階室内からの解錠操作が必要となります。

※これらの設備は犯罪を完全に抑止するものではありません。

宅配ボックスについて

1階メールコーナー付近に宅配ボックスが設置されています。この宅配ボックスはお住まいの方が不在時でも届いた荷物を預かることができ、お住まいの方がいつでも取り出せる自動受け渡しシステムです。これらの維持管理に関わる費用は共益費に含まれています。生鮮食品等、腐敗しやすいものの利用はできません。なお、ご利用方法は別途、ご案内いたします。

各階ゴミ置き場について

当団地には、各階にゴミ置き場を設置しています。各フロアに出されたゴミは清掃スタッフが回収し、地下1階のゴミ置き場に運びますが、ゴミの種類によっては各階ゴミ置き場に捨てられないものもありますので、ご注意ください。粗大ゴミについては、入居者ご自身で横浜市等に処理を依頼したうえで、1階の住宅用ゴミ置き場に運んでいただきます。なお、ご利用方法は別途、ご案内いたします。

専用部の利用について

バルコニーについて

- 各住宅には、バルコニーが設置されており、当該住宅にお住まいの方が使用できます。
- 日常の維持管理は当該住宅にお住まいの方に行っていただきます。
- 横浜市の条例により、手すりの上又は外側に洗濯物等を干したり、植木鉢等を置くことはできません。
- 布団・洗濯物等を干す場合は室内物干しをご利用ください。

アルコーブについて

- 各住宅には、アルコーブ(共用廊下から入った玄関前部分)が設置されています。
- 日常の維持管理は当該住宅にお住まいの方に行っていただきます。
- 当該部分に物置等を設置することはできません。
- 当該部分にメーターボックス・パイプスペースがある場合、その点検等のため、作業員が立ち入ります。

耐火乾式遮音戸境壁について

各住宅において採用している耐火乾式遮音戸境壁には、その性能を維持させるために釘等を打つことはできません。

室内物干し取付用金物について

全ての住宅に、室内物干し取付用金物を設置しており、物干し竿を設置して洗濯物を干すことができます。必要なとき以外はワンタッチで取外しが可能です。重量物は吊すことができません。耐荷重は8kg/本となります。

防犯への配慮について

当団地では、防犯への配慮として、全住宅の玄関ドア及び錠前並びに一部窓のアルミサッシ及びガラスに防犯建物部品(※)を採用しています。ただし、侵入者を完全に排除するものではありません。

※防犯建物部品とは、警察庁、国土交通省、経済産業省、建物部品関連の民間団体からなる「防犯性能の高い建物部品の開発・普及に関する官民合同会議」の目録掲載品をいいます。

眺望について

今後、当団地の周辺において超高層住宅が建設される可能性があります。一部の住宅については眺望が変わる場合があります。また、建物の外装材の形状により部屋ごとに眺望が変わる場合があります。

トランクルームについて

当団地では一部住宅で共用廊下に面してトランクルームを設置しております。使用は物入としての通常の使用に限り、保管物は各自の責任と負担で管理し、他の入居者へ迷惑を及ぼす恐れのある物(水漏れ、臭い、発火性、爆発性のある物)の保管は禁止します。

ご入居にあたって

引越しについて

引越しを円滑に行うために使用車両、引越しルート、日時等についてご協力をお願いいたします。また、引越し用のトラックは積載量3t以下(全長7.2m以下)のものをご使用ください。引越し日については、ご自身で利用される引越会社とは別に、UR都市機構の定める引越幹事会社との調整が必要となり、ご希望

特記事項④

の日付に引越しできない可能性があります。引越幹事会社にご連絡がない場合はご希望の日時で引越しをすることができなくなりますので、ご承知おきください。

入居までのスケジュール変更の可能性について

入居開始可能日は、工事の進捗状況により変更になる場合がありますので、あらかじめご承知おきください。また、家賃及び共益費は入居開始可能日より発生します。

入居時の大型ゴミ処理について

入居時に発生する大型ゴミ(不要となった段ボールを含む)等は、すべて入居者ご自身で処理していただきます。また、粗大ゴミは入居前に処分していただくようご協力をお願いいたします。

粗大ゴミについて

○当団地1階に粗大ゴミ置き場を設置しています。入居者ご自身で横浜市等に処理を依頼してください。なお、処理費用は入居者負担となります。

○当団地は横浜市の定める出し方に従ってゴミを出していただきます。

参考情報:

横浜市資源循環局西事務所 TEL:045-241-9773

電気について

電力小売全面自由化により、小売電気事業者を自由に選択できるようになっています。電気のご契約にあたっては、入居者ご自身で、小売電気事業者にお申込みください。小売電気事業者によっては、使用開始までに日数を要する場合がございますので、事前に各事業者へご確認ください。なお、小売電気事業者の登録一覧が資源エネルギー庁のHPに記載されており、各事業者の供給予定地域の情報も掲載されています。

参考情報:

東京電力カスタマーセンター

☎0120-995-113/TEL:03-6375-9835

ガスについて

ガス小売全面自由化により、小売ガス事業者を自由に選択できるようになっています。ガスのご契約にあたっては、入居者ご自身で、小売ガス事業者にお申込みください。小売ガス事業者によっては、ご入居時のガス開栓作業に日数を要する場合がございますので、事前に各事業者にご確認ください。なお、小売ガス事業者の登録一覧が資源エネルギー庁のHPに掲載されており、各事業者の供給予定地域の情報も掲載されています。

参考情報:

東京ガスお客様センター TEL:0570-002-211

上下水道について

○当団地の給水は、横浜市による給水となります。給水に伴う料金は、横浜市水道条例に基づき徴収されます。

○排水に伴う料金等は、横浜市下水道条例に基づき徴収されます。また、横浜市の下水道条例・要綱等諸規定を遵守していただきます。なお、下水道料金の徴収業務は横浜市水道局が行っています。

参考情報:

横浜市水道局お客さまサービスセンター TEL:045-847-6262

※下記事項については、あらかじめご承知おきの上、お申込みください。

携帯電話について

携帯電話は、各通信事業者それぞれの通信システムで運用されています。そのため、事業者が設置する通信中継設備の位置及び電波状況等によっては、団地内または建物内での使用において通信が不能となる場合があります。

点検確認について

契約後、各自で住宅の点検確認を行っていただき「点検確認書」を提出していただきます。「点検確認書」は、ご入居時の生活に支障のない傷等の有無について双方で記録・保管し、退去時の査定を適切に実施する(ご入居時からの傷等を退去時に負担を求めないようにする)ためのものです。また、設備機器等の初期不良等、生活に支障をきたす不具合が確認された場合は、当機構の指定業者が調査し補修します。なお、生活に支障のない傷・シミ・汚れ等については、補修対象外となりますので、あらかじめご承知おきください。

集合住宅でのご注意

漏水のご注意について

完全防水を施しているのは浴室だけです。玄関、バルコニー、床等、浴室以外の場所で水を流すと階下に漏水するおそれがありますので、絶対にお止めください。

生活音や振動について

集合住宅では、隣接する住宅・上下階の住宅間で、生活音や振動のトラブルが生じることがあります。衝撃音に対する遮音性能を有していてもコンクリートは音や振動を伝えることがあります。音によるトラブルを予防するためお互いにご注意ください。

小さいお子様へのご注意

集合住宅のバルコニーや窓からお子様転落する事故が発生しています。バルコニーの手すり側や居室の窓側等に踏み台になるものを置かない、お子様を単独でバルコニーに出させない等、安全には十分お気をつけください。

訪問販売へのご注意

UR都市機構や公的機関と紛らわしい名前を使用して、消火器等の物品を強制的に訪問販売する者がいます。UR都市機構では各戸を訪問して物品を販売するようなことは一切行っておりませんので、ご注意ください。

動物の飼育禁止について

○小鳥及び魚類以外の動物(犬、猫、ハト、ニワトリ等)を飼育することは禁止しています。

○身体障害者補助犬法に定める盲導犬、介助犬及び聴導犬については、当団地内で生活を共にすることを認めています。ただし、UR都市機構の許可が必要です。

その他

○暴力団・暴力団関係者のUR賃貸住宅へのご入居はお断りしています。また、UR賃貸住宅を暴力団事務所として使用する

特記事項⑤

※下記事項については、あらかじめご承知おきの上、お申込みください。

ことは禁止しています。なお、ご契約時に反社会的勢力ではないこと等に関する表明確約書に署名いただきます。

- 賃貸借契約等に定める用法に違反し、そのことによりUR都市機構の経営及び資産等に損害が生じた場合、また漏水・水損事故等により他者に損害が生じた場合、同損害について求償させていただく場合がありますのでご注意ください。
- 当団地1階の公共的駐輪場出入口に扉及びゲートを設置しており、深夜から早朝(2:00～4:00)は閉鎖する予定です。UR賃貸住宅にご入居の方は非接触キーによって入ることが可能となります。

MEMO

お申込みからご入居まで①

インターネット申込のみとなります。

事前にユーザー登録の上、お申込みください。
なお、お申込みは、一世帯につき、1戸に限ります。

インターネット申込はこちら
<https://www.ur-net.go.jp/chintai/>



※以下のスケジュールは変更される場合があります。なお、当選者の方には、後日詳細なスケジュールをお知らせいたします。

令和7年7月4日(金)～
7月8日(火)



インターネット 申込

抽選番号のお知らせ

- お申込みに当たっては、申込住宅をご確認いただけませんのであらかじめご承知おください。
- インターネット申込は、申込受付期間初日の午前0時から最終日の23時59分までにお申込みされたものが有効です。
- 抽選番号は、申込者全員に抽選日までに「UR賃貸住宅抽選番号通知書」により、郵送でお知らせします（令和7年7月14日(月)速達にて発送予定）。

令和7年7月17日(木)
午前10時から



公開抽選

抽選結果のお知らせ
資格確認・住宅内覧会のご案内

- UR都市機構の定める方法により公開抽選を行い、当選者及び補欠当選者を決定します。
- 抽選について ➡ 41ページ
- 抽選の結果は、申込者全員に「UR賃貸住宅抽選結果通知書」により郵送でお知らせします。なお、抽選日当日の午後5時頃、UR都市機構ホームページに当選番号を掲載します。
※当落及び抽選結果に関するお電話でのお問い合わせはお受けできません。
- 当選及び補欠当選された方に、資格確認に必要な書類などのご案内をお送りします。

令和7年7月31日(木)必着

資格確認

※書類の提出

契約・入居説明会等のご案内

- 申込資格の確認のため、UR都市機構が定める期日までに郵送にて必要書類を提出していただきます。
- 資格確認について ➡ 41ページ
- 資格確認後、「入居説明会のご案内」及び「賃貸住宅賃貸借契約書」などをお送りします。

令和7年8月16日(土)
または8月17日(日)



住宅内覧会

- 現地にて、UR都市機構が指定する日時に当選・補欠当選された住宅をご覧ください。

令和7年8月17日(日)



ご契約 入居説明会 住宅の点検確認

鍵の引き渡し

- UR都市機構の指定する日時及び会場にご来場いただき、賃貸借契約の締結などを行います。
- 契約について ➡ 42ページ
- 入居説明会・住宅の点検確認について ➡ 42ページ

令和7年8月31日(日)
(入居開始可能日)

ご入居

※詳細は6ページをご覧ください。

- 入居時期は、工事等の進行状況により変更になる場合がありますので、あらかじめご承知おください。
- 家賃等は入居開始可能日から発生します。

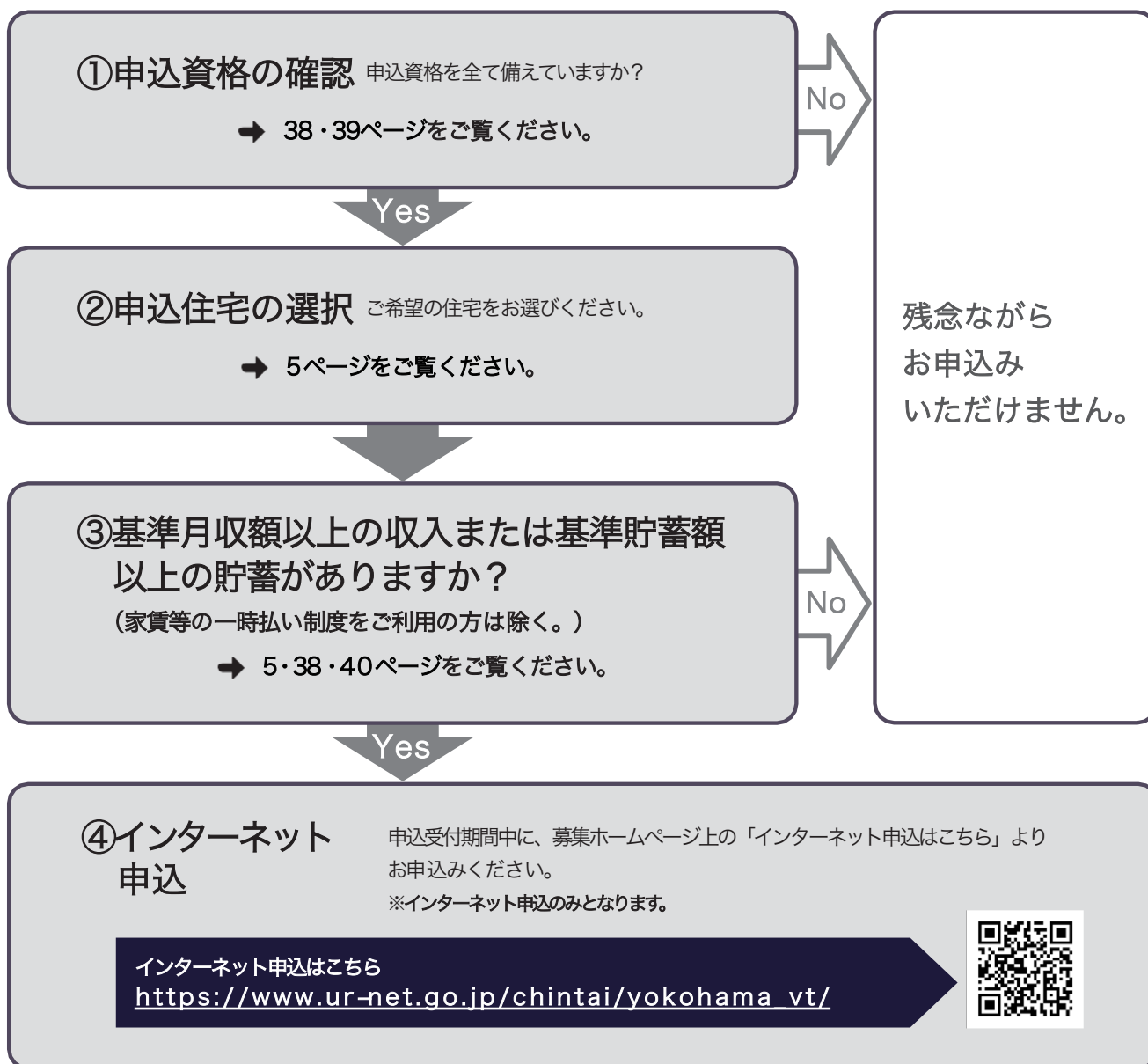


お申込みからご入居まで②

※現地及び郵送でのお申込みは受付しておりませんのでご注意ください。

※現地案内所及び現地モデルルームは開設しておりませんのでご注意ください。

個別の住宅を指定するお申込みとなっております。



つぎの方がお申込みいただけます①

申込資格

入居申込みにあたっては、次の5つの条件を全て備えている必要があります。

- 1 日本の国籍を有する方またはUR都市機構が定める資格を有する外国籍の方で、継続して自ら居住するための住宅を必要とする方。

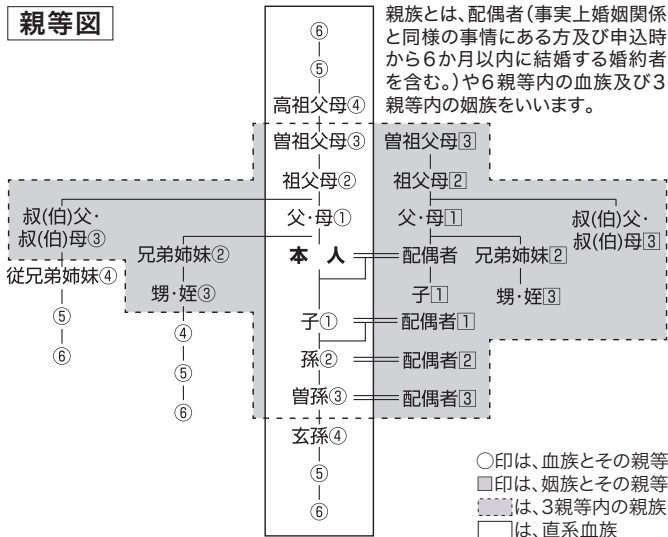
<資格を有する外国籍の方とは>

賃貸借契約の内容を十分理解できる方で、次のいずれかに該当する方をいいます。

- (1)「出入国管理及び難民認定法」(昭和26年政令第319号)第22条第2項もしくは第22条の2第4項の規定により永住許可を受けた方、または、「出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律」(平成元年法律第79号)附則第2項の規定により永住者としての在留資格を有する方。
- (2)「日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法」(平成3年法律第71号)第3条、第4条及び第5条に定める特別永住者として永住することができる資格を有する方。
- (3)上記(1)または(2)に該当する方のほか、「出入国管理及び難民認定法」第19条の3に規定する中長期在留者または同法別表第1の上欄に掲げる外交もしくは公用の在留資格を有する方。

- 2 1ページに記載の『そのママ割』の対象条件を満たす方。
現に同居する満18歳未満の子*を扶養している世帯の方
(お申込時に妊娠している世帯も対象)
※「子」には孫、甥、姪等の親族を含みます。

なお、同居可能な親族の範囲については「親等図」をご覧ください。



- 3 入居者全員が、UR都市機構の定める入居開始可能日から1か月以内に入居でき、かつ、物件内で円満な共同生活を営むことができること。

- 4 申込本人を含めた同居世帯の全員が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員(以下同じ。)または次の(1)～(4)に該当する者ではないこと。

※賃貸住宅の契約にあたり、該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約していただきます。

- (1)自己もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団(暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)または暴力団員を利用するなどしている者。
- (2)暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、もしくは関与している者。
- (3)暴力団または暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者。
- (4)暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者。

暴力団・暴力団関係者のUR賃貸住宅へのご入居はお断りしております。また、UR賃貸住宅を暴力団事務所として使用することは禁止しております。

- 5 平均月収額が基準月収額以上ある方、または貯蓄額が基準貯蓄額以上ある方。

<平均月収額とは>

給与収入、事業所得、不動産所得及び雑所得(年金・恩給等)等の現時点における継続的な所得のうち、課税の対象となっているものの過去1年間の合計額を12で割った額をいいます。

<基準月収額とは>

5ページ「募集住宅一覧表」中の「基準月収額」欄をご覧ください。

<貯蓄額とは>

銀行(ゆうちょ銀行を含む)等の預貯金の合計額をいいます。

<基準貯蓄額とは>

5ページ「募集住宅一覧表」中の「基準貯蓄額」欄をご覧ください。

なお、申込本人の平均月収額や貯蓄額が、基準月収額や基準貯蓄額に満たない場合でも、40ページ「収入基準等の特例について」に記載の条件を満たしていればお申込みができます。

また、上に定める収入及び貯蓄に関する要件を問わず、お申込みができる「家賃等の一時払い制度」もあります。詳しくは40ページをご覧ください。

※UR都市機構(債権を継承したものを含む)に対し、未払い金のある方(その同居人を含む)はお申込みができません。また、過去にUR都市機構の住宅(旧公団住宅を含む)において、家賃などの滞納や近隣迷惑行為、動物飼育などの契約違反、申込書などへの虚偽の申告・記載があった方、またはUR都市機構及びUR都市機構関係者に対し著しい迷惑行為があった方は申込み受付をお断りすることがあり、また申込み受付後でも契約をお断りする場合があります。

つぎの方がお申込みいただけます②

「自ら居住」するための住宅について

UR都市機構の住宅や宅地(旧公団が分譲または賃貸により供給したものを含む)を所有または賃借している場合

UR都市機構の分譲住宅や宅地を所有している方、UR都市機構の賃貸住宅や宅地を賃借している方でも、今回募集住宅への入居申込みをしていただけますが、以下の2点にご注意ください。

1 UR賃貸住宅を賃借している方(同居予定者が賃借している場合も含みます。)が当選された場合

UR賃貸住宅の契約は、原則一世帯1戸です。今回募集住宅にお住まいいただく条件として、今回募集住宅の入居開始可能日から1か月以内に現在お住まいの住宅を解約し、退去していただく必要があります。なお、現在お住まいの住宅と今回募集住宅とは、賃貸借契約が異なるため、多少の家賃等支払いの重複期間が生じる場合がありますので、ご承知おきください。

2 制約期間中の当機構の住宅や宅地を所有している方(同居予定者が所有している場合も含みます。)、当機構の宅地を賃借している方(同居予定者が賃借している場合も含みます。)が当選された場合

今回募集住宅にお住まいいただく条件として、現在所有している住宅、宅地、または宅地に係る定期借地権を、あらかじめ当機構の承諾を得た上で、今回募集住宅の入居開始可能日から1年以内に譲渡していただく必要があります。なお、この当機構の承諾は、譲渡についてやむを得ない事情がある場合に限られます。

<制約期間中とは>

分譲住宅にあっては住宅等の引渡し後5年間(ただし、譲渡代金の支払いの完了が住宅の引渡し後5年を越えるときは、当該支払いが完了するまでの間)、分譲宅地にあっては買戻等期間中(ただし、譲渡代金の支払いの完了が買戻等期間を超えるとときは、当該支払いが完了するまでの間)のことをいいます。

収入基準等の特例・家賃等の一時払い制度について

収入基準等の特例について

申込本人の平均月収額や貯蓄額が、基準月収額や基準貯蓄額に満たない場合

以下の1～3の各状況における諸条件のいずれかを満たしていれば申込みができます。

1 申込本人の毎月の平均月収額が基準月収額の1/2以上ある場合

- (1) 同居親族の収入と合算して、合計額が基準月収額以上であること。
- (2) 勤務先または別居親族からの家賃補給額と合算して、合計額が基準月収額以上であること。
- (3) 申込本人の貯蓄額が基準貯蓄額の1/2以上あること。

2 申込本人の貯蓄額が基準貯蓄額の1/2以上ある場合

- (1) 同居親族の貯蓄と合算して、合計額が基準貯蓄額以上であること。
- (2) 別居親族からの貯蓄の補給額と合算して、合計額が基準貯蓄額以上であること。
- (3) 申込本人の毎月の平均月収額が基準月収額の1/2以上あること。

3 申込本人が高齢者等で、毎月の平均月収額が基準月収額の1/2に満たない場合

- (1) 扶養等親族の平均月収額が、基準月収額以上あること、または貯蓄額が、基準貯蓄額以上あること。
※扶養等親族の「所得証明書」または「貯蓄を証明する書類」及び申込本人と扶養等親族との続柄を確認できる「戸籍謄本」等を提出していただきます。
※扶養等親族が、UR賃貸住宅(旧公団住宅)に居住している場合は、下記のいずれかを満たしていることが必要です。
 - ① 平均月収額がそれぞれの住宅の基準月収額の合計額以上であること。
 - ② 貯蓄額がそれぞれの住宅の基準貯蓄額の合計額以上であること。
 - ③ 平均月収額がいずれか一方の住宅の基準月収額以上あり、かつ、貯蓄額がもう一方の住宅の基準貯蓄額以上あること。
- (2) 扶養等親族が、家賃等の支払いについて、申込本人と連帯して履行の責を負うことを確約すること。
※実印使用・印鑑登録証明書添付・保証する額の限度額は家賃及び共益費の合計額の12か月分

<高齢者等とは>

令和7年7月4日(金)時点において、次のいずれかに該当する方をいいます。

- (1) 満60歳以上の方。
- (2) 下記①または②の「障がい者」に該当する方。
 - ① 身体障がい者手帳の交付を受けている4級以上の障がいのある方。
※資格確認時において、「身体障がい者手帳(1～4級)」の写しを提出していただきます。
 - ② 下記のいずれかに該当する方。
 1. 療育手帳または精神障がい者保健福祉手帳の交付を受けている重度の障がいのある方で、常時介護を要する方。
 2. 児童相談所、知的障がい者更生相談所または精神科医等から、重度の知的障がいまたはこれと同程度の精神の障がいがあると判定されている方で、常時介護を要する方。
※「療育手帳」「精神障がい者保健福祉手帳」の写しまたは診断書等を提出していただきます。
- (3) 配偶者がおらず、かつ、妊娠している単身者の方。
- (4) 満20歳未満の子と現に同居していて、かつ、扶養している、配偶者のいない父親または母親の方。
※(3)、(4) いずれの場合とも同居親族(ただし配偶者は除く)がいる場合でも適用になります。
- (5) 大学及び高等専門学校並びに専修学校に在学する満18歳以上の学生の方(学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条、第124条の規定による)。

<扶養等親族とは>

家賃等を一部または全部負担していただく直系血族または扶養義務を負っている3親等内の親族をいいます。

詳しくは38ページ「親等図」をご覧ください。

家賃等の一時払い制度

一定期間の家賃及び共益費を一時払い(前払い)することで、その期間中割引いた家賃等でお住まいいただけます。

1 対象者

今回の横浜ヴェールタワー入居者募集に当選された方
資格確認時にお申込みいただけます。

2 一時払い期間と家賃の割引

入居開始可能日の属する月の翌月から、1年から10年のうち1年単位でお選びいただき、一時払い期間に応じてUR都市機構が定める割引率により家賃等が割引されます。

※契約時に、住宅の賃貸借契約とは別に「家賃等の一時払いに関する契約」を締結させていただきます。なお、一時払い期間終了後は、毎月の家賃等をUR都市機構の指定する金融機関等における口座振替の方法により当機構の定める日までにお支払いいただくことになります。(一時払い期間終了時に、再度「家賃等の一時払いに関する契約」を締結することもできます。)

抽選・資格確認・契約など①

申込みの無効

次のような申込みは無効となります。したがって、申込み受付後当選となった場合でも、その当選は無効になります。

- 1 申込資格がないとき。
- 2 一世帯において、2回以上の申込みをしたとき（例えば、申込本人または同居される方の氏名で2回以上申込みしたとき、婚約者がそれぞれ1回ずつ申込みをしたときなど）。
- 3 家族を不自然に分割して入居しようとする申込みをしたとき（例えば、夫婦を別々にした申込みをしたときなど）。
- 4 申込みに虚偽の入力があったとき。
- 5 申込みに入力もれがあったとき（例えば、同居される方の氏名が入力されていないときなど）。
- 6 申込みの入力内容が明らかでないとき。
- 7 申込本人または同居される方に変更があったとき。
- 8 その他、このパンフレットに記載の募集要項に違反したとき。

※申込本人が契約名義人となります。申込受付後に申込本人を変更することはできません。

抽選番号の通知

申込受付期間終了後、抽選番号を印字した「UR賃貸住宅抽選番号通知書」を抽選日までに申込みの際に入力した住所に届くように郵送いたします。

抽選番号

抽選番号は、各住宅ごとに申込受付順に20個ずつ付番します。

抽選日時・場所

日時：令和7年7月17日(木) 午前10時から
場所：東京都新宿区西新宿六丁目5番1号
新宿アイランドタワー16階
UR都市機構 東日本賃貸住宅本部

抽選の方法

UR都市機構の定める方法で公開抽選を行い、各住宅ごとに当選番号及び補欠当選番号を決定します。

抽選結果の発表

抽選の結果は以下の方法で発表します。

■掲示

抽選日当日の午後5時頃、UR八重洲・新宿・横浜営業センターにそれぞれ掲示します。

■UR都市機構のホームページ

抽選日当日の午後5時頃、当機構ホームページに掲載します。

UR都市機構ホームページ・アドレス

https://www.ur-net.go.jp/chintai/yokohama_vt/

※なお、営業センターへの掲示及びホームページへの掲載は、抽選対象団地数等により遅れる場合があります。

※当落及び抽選結果に関するお電話でのお問い合わせはお受けできません。

抽選結果の通知

当落にかかわらず、申込者全員に「UR賃貸住宅抽選結果通知書」により、郵送でお知らせします。

（落選の場合には次回募集以降の申込みのためにも「UR賃貸住宅抽選結果通知書」を保管してください。）

資格確認

抽選の結果、「当選」及び「補欠当選」の方には、次の書類を郵送（簡易書留）にて提出していただき、申込資格の確認をさせていただきます。

- 1 住民票
※入居者全員の「続柄」が記載されたもので、募集開始日以降に交付を受けたもの。
- 2 所得証明書または貯蓄を証明する書類
- 3 申込資格を証明する書類
- 4 その他、必要な書類を提出していただく場合があります。なお、UR都市機構の定める期日までに必要書類が提出されない場合は、辞退されたものとして取り扱いますのでご承知おきください。

抽選・資格確認・契約など②

入居説明会・契約・住宅の点検確認

- 1 契約にあたっては、実印及び3か月以内に交付を受けた印鑑登録証明書（押印の習慣のない外国籍の方は、領事館等が発行する「署名の証明書」）が必要となります。

※契約名義人ご本人がお越しになる場合は、運転免許証などの写真付の本人確認書類をご提示の上、そのコピーをご提出いただければ、印鑑登録証明書及び実印を省略することができます。

詳細については、別途ご案内いたします。

※契約名義人（申込本人）が未成年の場合は、親権者または後見人の方の印鑑登録証明書を提出していただくことになります。

- 2 UR都市機構の定める入居開始可能日からその月の末日までの日割家賃及び共益費、並びに敷金（月額家賃の2か月分）をお支払いいただきます。

※日割家賃及び共益費の算出方法

$(\text{家賃} \div 30 \times \text{日数}) + (\text{共益費} \div 30 \times \text{日数})$

（日割家賃、日割共益費とも10円未満の端数は四捨五入）

- 3 別途ご案内する会場にて、入居に関する説明、契約、鍵の引渡しを行います。

※申込本人が契約名義人となります。申込受付後に申込本人を変更することはできません。

※お渡しする鍵は、入居開始可能日まで使用できません。

- 4 各自で住宅の点検確認を行っていただき、「点検確認書」を提出していただきます。

※「点検確認書」は、ご入居時の生活に支障のない傷等の有無について双方で記録・保管し、退去時の査定を適切に実施する（ご入居時からの傷等を退去時に負担を求めないようにする）ためのものです。また、設備機器等の初期不良等、生活に支障をきたす不具合が確認された場合は、当機構の指定業者が調査し補修します。なお、生活に支障のない傷・シミ・汚れ等については、補修対象外となりますので、あらかじめご承知おきください。

令和7年度 新築賃貸住宅入居者募集のご案内

■ 申込受付期間／令和7年7月4日(金)～7月8日(火)

- ※上記期間中にインターネット(36ページ参照)でお申込みください。
- ※お申込みは一世帯につき1戸に限ります。
- ※現地及び郵送でのお申込みは受け付けておりませんのでご注意ください。
- ※現地案内所及び現地モデルルームは開設しておりませんのでご注意ください。

■ 募集戸数／定期借家10戸 ■ 入居開始可能日／令和7年8月31日(日)

<貸主>

独立行政法人都市再生機構

東日本賃貸住宅本部 住宅経営部 営業開発課
〒163-1382 東京都新宿区西新宿六丁目5番1号
新宿アイランドタワー16階

TEL.03-5323-3560 [定休日：土曜、日曜、祝日、年末年始]

UR都市機構のホームページ：<https://www.ur-net.go.jp/>

※UR都市機構と「申込代行業者」とは、一切関係ありませんのでご注意ください。

横浜ヴェールタワーのお問い合わせ先

TEL.03-5323-3560

【営業時間】10時～12時、13時～17時

【定休日】土曜・日曜・祝日・年末年始



ホームページにて360°バーチャルモデルルームを公開しています。
https://www.ur-net.go.jp/chintai/yokohama_vt/

UR賃貸住宅 **4**つのメリット

礼金ナシ

仲介手数料ナシ

更新料ナシ

保証人ナシ